

資料編（資料集）

資料編（資料集） 目 次

【資料 1（条例、協定等）】

資料 1-1	三郷市防災会議条例	1- 1
資料 1-2	三郷市防災会議条例施行規則	1- 3
資料 1-3	三郷市災害対策本部条例	1- 5
資料 1-4	災害に対する相互応援及び協力に関する協定 （草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）	1- 6
資料 1-5	災害時相互応援協定 （三郷市、安曇野市、三郷町）	1- 8
資料 1-6	災害時における相互応援に関する協定書 （三郷市、広野町）	1-10
資料 1-7	災害時における相互応援に関する協定書 （館山市、三郷市）	1-12
資料 1-8	災害時における三郷市と葛飾区との相互応援等に関する協定 （三郷市、葛飾区）	1-14
資料 1-9	災害時における相互応援に関する協定書 （西会津町、三郷市）	1-16
資料 1-10	災害時における相互応援に関する協定書 （行田市、三郷市）	1-18
資料 1-11	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県、県内全市町村）	1-20
資料 1-12	災害時の相互応援に関する実施要領（埼玉県、県内全市町村）	1-22
資料 1-13	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	1-28
資料 1-14	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	1-33
資料 1-15	三郷市罹災証明書等交付要綱	1-35
資料 1-16	三郷市被災建築物応急危険度判定要綱	1-37
資料 1-17	埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱	1-39
資料 1-18	埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱	1-43
資料 1-19	埼玉県緊急消防援助隊受援計画	1-45
資料 1-20	応急仮設住宅設置要領	1-54
資料 1-21	緊急通行車両等の確認事務処理要領	1-59
資料 1-22	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	1-64

【資料 2（図表類）】

資料 2-1	関係機関連絡先一覧	2- 1
資料 2-2	防災協定締結事業者一覧	2- 3
資料 2-3	市防災行政無線（移動系）の整備状況	2- 6
資料 2-4	市防災行政無線（固定系）の整備状況	2- 8
資料 2-5	住民への注意喚起のための呼びかけ例	2-10
資料 2-6	消防団員配置状況	2-11
資料 2-7	消防団消防車両保有状況	2-12
資料 2-8	自主防災組織一覧	2-13

資料 2-9	気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年改正）	2-17
資料 2-10	災害用伝言ダイヤル「171」	2-21
資料 2-11	広域避難場所、避難場所位置図	2-25
資料 2-12	緊急輸送道路網図	2-26
資料 2-13	医療施設一覧	2-27
	(1) 病院	2-27
	(2) 診療所	2-27
	(3) 歯科診療所	2-29
	(4) 薬局	2-31
資料 2-14	トリアージタグ	2-33
資料 2-15	災害救助基準	2-34
資料 2-16	確定報告記入要領	2-38
資料 2-17	物資・資機材備蓄状況	2-41
資料 2-18	文化財の現況	2-43
資料 2-19	生活再建援護制度	2-44
	(1) 災害弔慰金等の支給	2-44
	(2) 災害援護資金の貸付	2-45
	(3) 被災者生活再建支援制度	2-46
	(4) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	2-47
資料 2-20	農業関係融資等	2-49
資料 2-21	中小企業関係融資	2-52
資料 2-22	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	2-53
資料 2-23	自主避難場所の開設一覧	2-67

三郷市防災会議条例

昭和39年3月28日

条例第12号

最終改正 平成25年3月25日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三郷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三郷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、36人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月28日条例第1号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年6月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月17日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成9年9月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月18日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

三郷市防災会議条例施行規則

平成9年9月29日

規則第31号

最終改正 令和2年3月26日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市防災会議条例(昭和39年条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、三郷市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務を代理する委員)

第2条 条例第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第4条 一部の特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が、適宜関係委員と協議して措置することができる。

2 会長は、前項の規定による措置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による専決処分については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理防災課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日規則第21号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第19号)抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第20号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

三郷市災害対策本部条例

昭和39年3月28日

条例第13号

最終改正 平成24年9月20日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき三郷市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部付は、本部長及び副本部長を助け、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月28日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月11日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-4

災害に対する相互応援及び協力に関する協定

(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）は、災害に対する相互応援及び協力について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合における5市1町の相互応援及び協力（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 5市1町の応援に関する連絡担当課は、別表のとおりとし、この協定が災害時において有効に機能するよう平常時より連絡を密にとり、災害が発生した場合は、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用
- (7) ごみ及びし尿の処理
- (8) その他被災者救援等に必要なもの

(応援要請の手続き)

第4条 5市1町は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し必要な事項

(物資等の輸送)

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市又は町（以下「応援市町」という。）が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を要請した市又は町（以下「要請市町」という。）が負担するものとする。

2 要請市町が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援市町は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、5市1町がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成8年8月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年8月23日

草加市高砂一丁目1番1号
草加市

草加市長 小澤 博

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市

越谷市長 島村 慎市郎

八潮市中央一丁目2番地1
八潮市

八潮市長 藤波 彰

三郷市花和田648番地1
三郷市

三郷市長 美田 長彦

吉川市大字関20番地
吉川市

吉川市長 深井 誠

北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
松伏町

松伏町長 千代 忠央

災害時相互応援協定

(三郷市、安曇野市、三郷町)

(趣旨)

第1条 友好都市提携の精神に基づき、三郷市、安曇野市及び三郷町は、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では被災者の救援等の応急処置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡体制)

第2条 各自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) その他、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 各自治体は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

(物資の輸送等)

第6条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として、応援を行う自治体を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を行う自治体が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 各自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、年1回以上、必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各自治体は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年7月1日

埼玉県三郷市長 美田 長彦

長野県安曇野市長 平林 伊三郎

奈良県三郷町 秋田 新平

災害時における相互応援に関する協定書

(三郷市、広野町)

埼玉県三郷市及び福島県双葉郡広野町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害(同法第2条第1項に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災した市町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き等)

第2条 応援を要請する市町(以下「被災市町」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市町(以下「応援市町」という。)は、当該応援の要請に応じるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合には、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町の負担とするものとする。ただし、応援市町が費用負担を行うとした場合は、その限りではない。

(連絡先等)

第5条 協定市町は、第2条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第7条 協定市町は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町間で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成20年7月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年7月29日

埼玉県三郷市花和田648番地1
埼玉県三郷市

三郷市長 木津雅晟

福島県双葉郡広野町大字下北追字苗代替35番地
福島県双葉郡広野町

広野町長 山田基星

資料 1-7

災害時における相互応援に関する協定書

(館山市、三郷市)

千葉県館山市及び埼玉県三郷市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害(同法第2条第1項に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災した市の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き等)

第2条 応援を要請する市(以下「被災市」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、当該応援の要請に応じるものとする。この場合において、被災市との連絡が不能な場合には、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市の負担とするものとする。ただし、応援市が費用負担を行うとした場合は、その限りではない。

(連絡先等)

第5条 協定市は、第2条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第7条 協定市は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月29日

千葉県館山市北条1145番地1
千葉県館山市

館山市長 金丸謙一

埼玉県三郷市花和田648番地1
埼玉県三郷市

三郷市長 木津雅晟

資料 1-8

災害時における三郷市と葛飾区との相互応援等に関する協定

(三郷市、葛飾区)

三郷市（以下「甲」という。）と葛飾区（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、それぞれの区域において、地震、水害、火災等による大災害が発生した場合に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うとともに、災害予防活動における相互協力を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保及び双方の住民の文化的交流等の友好関係進展に寄与することを目的とする。

(応援要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合において、相互に次の応援の要請をすることができる。

- (1) 食糧品、生活物資等の救援物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) その他災害対策上必要とする応援

(責務)

第3条 甲又は乙は、前条の応援の要請があった場合は、相互の信頼関係に基づき要請に応えるものとする。

(経費負担)

第4条 第2条に規定する救援物資の提供又は被災住民の受入れを行った場合に要した経費は、応援の要請をした側において負担するものとする。

2 前項の経費を除き、甲又は乙が災害の応援に関し、要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(相互協力)

第5条 甲及び乙は、通常時における災害予防活動その他一般防災事務について、相互に協力して行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成24年1月2日から平成25年3月31日までとする。

2 この協定について、前項の有効期間の満了日の3月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後の延長についてもこの例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上この協定を改定することができる。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定及び前条の規定により定めた細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月2日

甲 埼玉県三郷市

三郷市

三郷市長 木津雅晟

乙 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木克徳

災害時における相互応援に関する協定書

(西会津町、三郷市)

福島県耶麻郡西会津町及び埼玉県三郷市（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害(同法第2条第1項に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災した市町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き等)

第2条 応援を要請する市(以下「被災市町」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市町(以下「応援市町」という。)は、当該応援の要請に応じるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合には、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町の負担とするものとする。ただし、応援市町が費用負担を行うとした場合は、その限りではない。

(連絡先等)

第5条 協定市町は、第2条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第7条 協定市町は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町間で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成26年2月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月4日

福島県耶麻郡西会津町
福島県耶麻郡西会津町

西会津町長 伊藤 勝

埼玉県三郷市花和田648番地1
埼玉県三郷市

三郷市長 木津雅晟

災害時における相互応援に関する協定書

(三郷市、行田市)

埼玉県三郷市及び埼玉県行田市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害(同法第2条第1項に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災した市の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を踏まえ、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第2条 応援を要請する市(以下「被災市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援が必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市の負担とするものとする。ただし、応援市が負担を行うとした場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第5条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡先等)

第6条 協定市は、第2条の規定による応援の要請手続を確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡及び情報交換を行うものとする。

(地域間交流)

第8条 協定市は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、協定を締結した日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市は、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月4日

埼玉県三郷市花和田648番地1
埼玉県三郷市

三郷市長 木津雅晟

埼玉県行田市本丸2番5号
埼玉県行田市

行田市長 工藤正司

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (埼玉県、県内全市町村)

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援

を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

以下の様式については、資料編様式集に添付した。

様式1 (応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ)「災害時相互応援連絡表」

様式2 (応援要請・複数応援の場合 県へ)「災害時相互応援連絡表」

様式3 (応援要請書)「応援要請書」

様式3-2 (応援要請書)「応援要請書」

災害時の相互応援に関する実施要領 (埼玉県、県内全市町村)

1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけでなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第 3 条第 1 項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

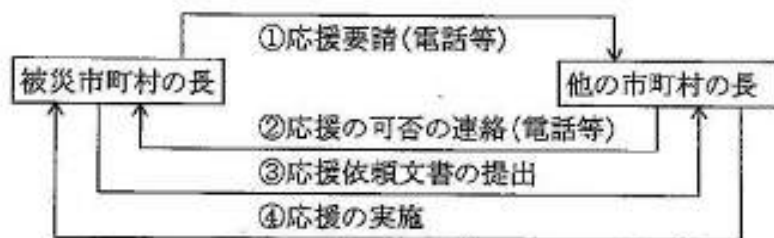
あわせて、受信した様式 1 に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式 1 を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式 3）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式 3 の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉FAXで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはNTT回線で回答する。

④ 連絡

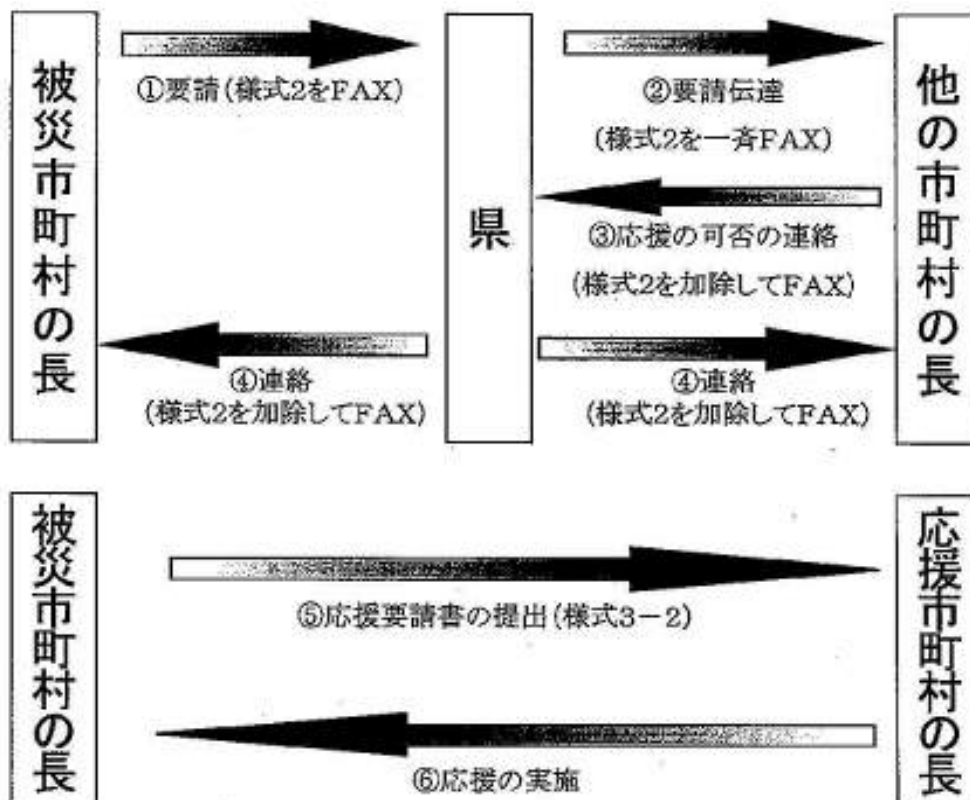
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



様式1（応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	/	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日（午前・午後 時 分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別業すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-4-30 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」 関連、様式1（応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ）

様式2（応援要請・複数応援の場合 県へ）

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	/	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受諾）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日（午前・午後 時 分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別業すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-4-30 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」 関連、様式2（応援要請・複数応援の場合 県へ）

様式 3

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

三郷市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 1 項に基づき、別添様式 1 のとおり応援を要請します。

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-4-30 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」関連、様式 3

様式 3-2

文 書 番 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

三郷市長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 2 項に基づき、別添様式 2 のとおり応援を要請します。

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-4-28 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」関連、様式 3-2

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援の要請を行った市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間で協議の上決定するものとする。なお、同項(3)に規定する職員の派遣に係る経費の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。
- (2) 派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、

期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年5月29日

所在地 埼玉県川口市青木2丁目1番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長 奥ノ木 信夫

所在地 埼玉県三郷市花和田648番1
名称 三郷市
代表者 三郷市長 木津 雅晟

埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼玉清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物 市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物 災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援 次に掲げることをいう。
 - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
 - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - エ 災害廃棄物等の処理の実施
 - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(埼玉清研の役割)

第4条 埼玉清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場として使用可能な土地（以下「オープンスペース」という。）及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

(県の役割)

第5条 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

(1) 平常時における役割

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 庁内の緊急連絡体制の整備

(2) 災害発生時における役割

- ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
- イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集
- ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
- エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
- オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
- カ 県の備蓄物資等の提供

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

(1) 平常時における役割

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- ウ 災害に強い処理施設の整備
- エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
- オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結

(2) 災害発生時における役割

- ア 処理施設の被害状況の把握
- イ 災害廃棄物等の発生量の把握
- ウ オープンスペース及び仮設トイレ等の備品の確保

(災害廃棄物対策部会)

第7条 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

2 対策部会は、埼清研会長、県、各ブロックの代表幹事及び対策部会の円滑な運営に必要であるとして埼清研会長が指名した会員で構成する。

3 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員

と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。

3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。

4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

(支援実施内容の報告)

第10条 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書(様式2号)を県に提出するものとする。

(協定の締結)

第11条 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼玉研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。

2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条(4)に規定する相互支援に要した経費は、支援の要請を行った市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。なお、職員の派遣に係る経費の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。

(2)派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段(公用車、レンタカー等)、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年5月末日までに、前年度末におけるオープンスペース及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書(様式3号)により埼玉研会長に提出するものとする。

2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼玉研会長に報告するものとする。

3 埼玉研会長は、第4条(3)の緊急連絡網及び(5)の関係団体との協力協定の状況並びに前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

資料 1-1 4

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

出典) 埼玉県地域防災計画（資料編Ⅱ-2-4-8）「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）

第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成3年3月29日

(以下省略)

三郷市罹災証明書等交付要綱

平成 31 年 3 月 26 日

告示第 66 号

改正 令和 2 年 6 月 3 日告示第 155 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、罹災証明書及び罹災申告受理証明書(以下「罹災証明書等」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号の災害をいう。ただし、火災による罹災証明取扱規程(平成元年消本訓令第 1 号)の規定による罹災証明書の交付の対象となる火災、爆発等の事故を除く。
- (2) 住家 現実に人が居住のため使用している建物をいう。
- (3) 非住家 事業所など、住家以外の建物をいう。
- (4) 家屋等 住家、非住家、塀その他の工作物、家財又は事業用資産をいう。
- (5) 罹災証明書 災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項の書面で第 1 号の災害に係るものをいう。
- (6) 罹災申告受理証明書 市が、市の地域に係る災害により被害を受けた家屋等について、当該被害の程度を証明することが困難な場合において、被災者が被害を受けた事実を市に届け出たことを証明する書面をいう。

(証明書の交付申請者)

第 3 条 罹災証明書の交付を申請することができる者は、住家の所有者、使用者、相続人又はそれらの委任を受けた者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、非住家の所有者等も罹災証明書の交付を申請することができる。

2 罹災申告受理証明書の交付を申請することができる者は、家屋等の所有者、使用者、相続人又はそれらの委任を受けた者とする。

(証明の対象)

第 4 条 罹災証明書等による証明の対象となる家屋等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 罹災証明書 災害により被害を受けた市内の住家で、市が調査し当該被害の程度を証明できるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、非住家も対象とする。
- (2) 罹災申告受理証明書 災害により被害を受けた市内の家屋等で、市が当該被害の程度を証明することが困難なものとする。

(証明書の交付申請)

第 5 条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書(様式第 1 号)を、罹災申告受理証明書の交付を受けようとする者は、罹災申告受理証明書交付申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、被害の状況がわかる写真その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、写真等を添付することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による罹災証明書の交付申請は、原則として当該被災に係る災害が発生した日の翌日から起算して 1 月以内に行わなければならない。

(被害の状況の調査)

第 6 条 市長は、前条の規定による罹災証明書の交付申請があったときは、遅滞なく、災害の被害認

定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当))に基づき住家又は非住家(以下「住家等」という。)の被害の状況を調査するものとする。

(証明書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による調査によって、住家等の被害と災害との因果関係及び被害の程度を確認することができたときは、罹災証明書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、第5条の規定による罹災申告受理証明書の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、罹災申告受理証明書(様式第4号)を交付するものとする。

3 前2項により交付する罹災証明書等は、民事上の権利義務に関しては効力を有しない。

(台帳の整備)

第8条 市長は、罹災証明書等の交付の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(再調査)

第9条 第7条第1項の規定による罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について再調査を求めるときは、原則として、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、罹災証明再調査申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再調査の申請があった場合において、住家等の被害の状況を再度調査し、交付した罹災証明書の内容を変更することが適当であると認めるときは、改めて罹災証明書を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月3日告示第155号)

この告示は、令和2年6月3日から施行する。

以下の様式については、資料編様式集に添付した。

- 様式第1号 「罹災証明書交付申請書」
- 様式第2号 「罹災申告受理証明書交付申請書」
- 様式第3号 「罹災証明書」
- 様式第4号 「罹災申告受理証明書」
- 様式第5号 「罹災証明再調査申請書」

三郷市被災建築物応急危険度判定要綱

第1（趣旨）

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害(以下「二次災害」という。)を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定

二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士(以下「判定士」という。)

被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)の業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年12月15日制定)に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター(以下「判定コーディネーター」という。)

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した埼玉県内の建築関連団体等に属する者をいう。

第3（判定の実施）

市長は、地震により多くの建築物が被災し、二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備するものとする。

第4（判定計画）

市長は、判定士、判定コーディネーターその他の判定業務従事者(以下「判定士等」という。)の人員、判定の対象となる建築物の範囲等を定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備するものとする。

第5（判定の実施に関する埼玉県との連絡調整等）

市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県知事に速やかに連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議又は調整をするものとする。

第6（判定体制の周知）

市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

第7（判定士等の確保等）

市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

第8（判定コーディネーターの任命等）

市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び判定士の中から必要な者を判定コーディネーターに任命し、又は委嘱するものとする。

第9（判定の方法及び判定結果の表示）

判定は、全国被災地建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定士は、判定を行った被災建築物について、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に危険、要注意又は調査済のいずれかの表示を行うものとする。

第10（判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等）

市長は、判定士等の判定区域までの移動方法について、判定の実施決定後、被災状況等を検討し速やかに手配するものとする。

2 市長は、必要に応じ、判定士等の食料の準備、宿泊場所の確保等を行うものとする。

第11（判定用資機材の調達）

市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

第12（判定活動等における補償）

市長は、民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成10年5月11日制定）に基づく補償制度を適用するものとする。

第13（所要の措置）

市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

第14（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する県との連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
- (7) 県に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (11) 判定用資機材の調達、備蓄
- (12) その他必要な事項

2 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、市町村長からの要請に対し的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。

4 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

5 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第4 判定の実施

1 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

4 知事は、市町村長から判定の実施に伴い支援の要請のあったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

1 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。

2 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

1 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

2 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9 関連団体の協力

1 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力をを行うものとする。

2 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。
- 3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社) マンション管理業協会	会長	平成16年7月1日

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- 三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- 六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

- 第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
 - 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
 - 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
 - 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

- 第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。

3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年3月8日付け消防広第35号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

- 第3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。
- なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

- 6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議できる。
- 9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。
なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1により速やかに行うものとする。
- 10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-2を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。
- なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-3を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第5 埼玉県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、埼玉県に対して報告するものとする。
- 2 埼玉県は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
- 3 埼玉県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第2-1から別表第2-4までのとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として電話又はFAX（必要に応じて様式1を通信書とする。）によるものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が二以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防防災課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 埼玉県危機管理防災部消防防災課の職員
- (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
- (3) 被災地消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員

- 6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
- 8 調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の埼玉県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

- (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関する事。
- (7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関する事。
- (8) その他必要な事項に関する事。
- 9 埼玉県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関する事のほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害情報の収集に関する事。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関する事。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関する事。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
 - 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針

- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。
- 3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定した宿営場所について、別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- 3 航空部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第18 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(物資等調達要請)

第19 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第21 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により部隊移動通知を受けた場合は、被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(知事による部隊移動)

第22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村の意見を把握するよう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長に対し、要請要綱別記様式6-5により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-6により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の処置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調

整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。

なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4-1により速やかに行うものとする。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第25 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第26 知事及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第27 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第28 各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告する

ものとする。

(航空部隊の受援計画)

第29 航空部隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第30 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(その他)

第31 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

応急仮設住宅設置要領

(埼玉県要領)

1 目的

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力をでは住家を確保することのできない者に建設し供与することにより、一般的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に収容できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者

3 規模及び費用

1戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に収容を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出する。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に対して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。

(3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供 与

(1) 供与機関は、完成の日から2年以内とすること。

(2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。

(3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

(1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理をすること。

(2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10 指揮監督

(1) 設置については、知事が行うこと。

(2) 工事については知事が行うこと。

11 繰替え支弁金の支払

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書(様式5)2部を知事に提出すること。
ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあつては、知事へ提出すること。

様式 1

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事様

三郷市長 印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承認します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき
応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式 2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(三郷市)

選考順位	住所	氏名	家族数	職業	月収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式 3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事様

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

年 月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式 4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事様

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

年 月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式 5

請求（概算・精算）書

一金 円也
ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分上記のと
おり請求します。

平成 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名

印

添付書類 支出調書及び領収書の写

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-11-7 「応急仮設住宅設置要領」 関連

資料 1-2 1

緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書(様式第1)によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査(以下「事前届出」という。)を行うことができる。

2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書(様式第5の1)によるものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証(様式第5の2)を申請者に交付する。

(標章及び証明書の交付)

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条の規定による緊急通行車両等の標章(様式第2)及び緊急通行車両等確認証明書(様式第3)(以下「標章等」という。)を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書(様式第1)を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

(標章等の再交付)

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせようえ、標章等の再交付を行うものとする。

(使用者等に対する指導等)

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

- (1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること
- (2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
 - ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき
 - イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき
 - エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

(標章等の整理)

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿(様式第4)を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

様式第 1

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">埼玉県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 20px;">印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式第5の1

様式第5の2

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 (宛先) 埼玉県知事		緊急通行車両事前届出書 年 月 日 申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏名 () 印 電話 () 【担当係 担当者 印】		緊急通行車両事前届出済書 年 月 日 埼玉県知事 印	
番号欄に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。			
使用者	住所 氏名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき			
出 発 地	(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。				

出典) 埼玉県地域防災計画 資料編Ⅱ-2-3-6 「緊急通行車両等の確認事務処理要領」 関連

東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月に静岡県を中心とする 6 県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の 167 市町村が強化地域に指定された。平成 14 年 4 月に、東京都及び三重県の 62 市町村が追加指定され、強化地域は 8 都県 263 市町村となった。平成 24 年 4 月 1 日現在、強化地域は 8 都県 157 市町村となっている。

市の場合は、強化地域には指定されなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、東京都など首都圏地域において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられることは、三郷市民にとって今までに一度もなかった経験であり、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、市は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

第1節 計画の位置づけ

市において「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する際の基本的考え方や前提条件などを以下に示す。

第1 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。
なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策は、「三郷市地域防災計画」により対処する。
- 市の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第2 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

2.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

2.2 予想震度

埼玉県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とされている。

第3 東海地震に係る発信情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報と発表基準

情報名		発表基準
東海地震観測情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

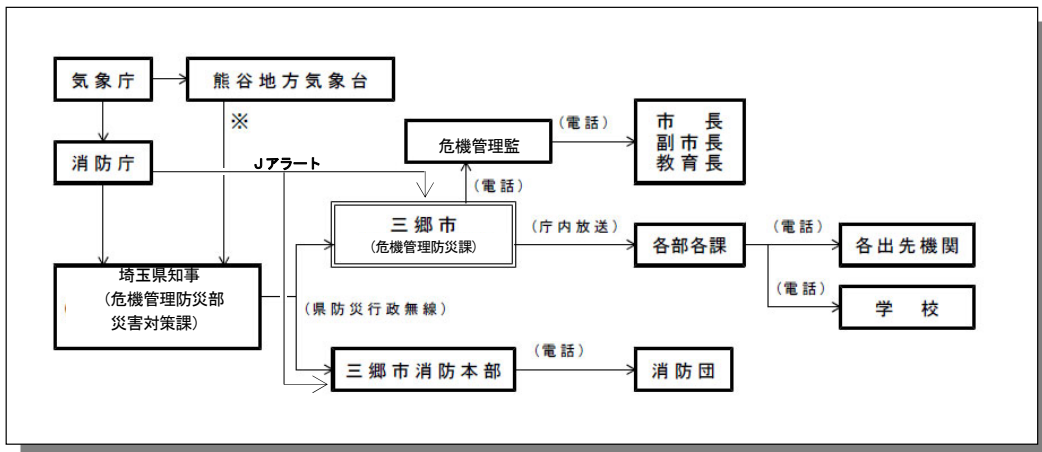
第1 東海地震注意情報の伝達

1.1 伝達系統及び伝達手段

【危機管理防災課、各課共通】

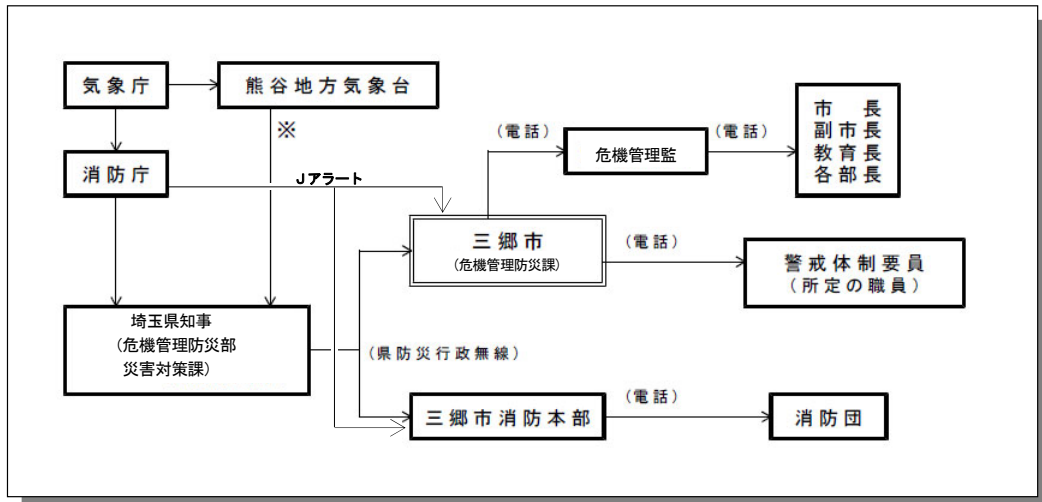
県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び住民等に対して、次の伝達系統により伝達する。

■東海地震注意情報伝達系統図 [勤務時間内]



注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。

■東海地震注意情報伝達系統図 [勤務時間外]



注) ※：知事への伝達は消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。

1.2 伝達事項

【各課共通】

伝達事項は、以下に示すとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等③ 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容④ その他必要と認める事項 |
|--|

第2 準備体制の確立

市が東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに警戒体制を敷くとともに、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応がとれるよう準備を整え、社会的混乱の発生に備える。

なお、主な準備項目は、以下に示すとおりである。

2.1 市の活動体制

【各課共通】

(1) 緊急体制の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合、第3編 第1章 第1節 第1「組織体制の確立」(p. 3-1)に従い緊急体制を敷き、警戒に当たる。

(2) 警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

本章 第3節「警戒宣言に伴う措置」(p. 資料 1-82)に対応すべく、次の情報を正確かつ速やかに伝達できるように準備を整える。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○警戒宣言及び東海地震予知情報○その他防災上重要な情報 |
|--|

(3) 分掌事務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○警戒宣言及び東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達○社会的混乱防止のための必要な措置○防災関係機関との連絡調整 |
|--|

(4) 災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう、準備を整える。

(5) 職員動員の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整える。

2.2 消防本部の活動体制

【消防本部、消防団】

緊急連絡体制をとるとともに、危機管理防災課との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。

2.3 防災関係機関の活動体制

【関係機関】

ライフライン関係の防災関係機関の活動体制は、以下に示すとおりである。

■防災関係機関の活動体制

防災関係機関名	活動体制
首都高速道路(株)	緊急点検体制の確認及び待機発令、災害応急復旧用資機材等及び各種必要物資等の確保、輸送手段の確認、各種施設等に係る防災対策の実施等災害対応体制の発動・維持に必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東日本旅客鉄道(株)	① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。
NTT 東日本 埼玉事業部	防災業務計画に基づく対策・体制をとる。
東京電力パワーグリッド(株)	非常災害体制を発令し、体制をとる。
東京ガス(株)	防災業務計画に基づく対策・体制をとる。
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとる。

第3 準備行動に係る広報

準備行動に係る広報は、以下の事項に従い実施する。

3.1 報道機関による広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュース等により、次の内容の速報が流される。

□情報内容

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたので、東海地震注意情報を発表した。
- この異常な観測データが東海地震の前兆であるかを判定するために判定会が開催された。
- 冷静に対応するように、今後の情報に注意する呼びかけ。

3.2 市の広報

【広報課、消防本部】

市は、速やかに住民等に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静に対応するよう呼びかける。

情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を、正しい理解が得られるよう注意し適正に回答する。

混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部災害対策課、警察署等）へ緊急に通報する。

3.3 混乱防止措置の準備

【各課共通】

市は、住民等に対し、専用窓口の開設や現状で把握する情報などの広報により、混乱防止を図る。また、各防災関係機関に対し、市民からの問合せ状況、電話の回線利用状況、気象情報、鉄道機関の運行状況、駅周辺における市民の集中状況、バス・タクシーの運行状況、高速道路及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。

第3節 警戒宣言に伴う措置

本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

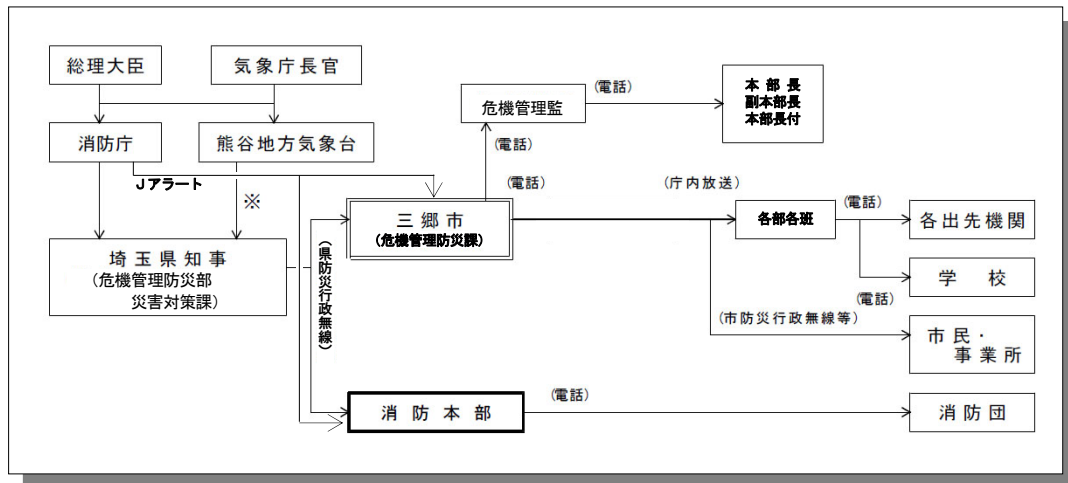
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部署及び市民等に伝達する。

1.1 伝達系統及び伝達手段

【総括班、各班共通】

県からの警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（市関連）



注) ※：知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

1.4 広 報

【総括班、情報班、広報班】

市は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、市、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

総括班は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報班へ広報活動の依頼を行う。

広報は、防災行政無線、市ホームページ、SNS、Lアラート、緊急速報メール、広報車両等を活用し、自治会、自主防災組織、消防団、報道機関を通じて行う。

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

第2 活動体制

2.1 組織

【各班共通】

警戒宣言が発令された場合、市は市役所本庁舎 7 階大会議室に災害対策本部事務室を設置し、非常体制により災害応急対策活動を実施する。

なお、警戒宣言が発令された場合の体制は、第3編 第1章 第1節 第1「組織体制の確立」(p. 3-1) による。

2.2 動員配備

【各班共通】

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部への動員は、第3編 第1章 第1節 第2「動員配備」(p. 3-18) による。

2.3 本部会議の開催

【本部事務室】

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。

なお、災害対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

□災害対策本部の分掌事務

- 警戒宣言、地震予知情報等各種情報の収集伝達
- 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- 社会的混乱防止に係る施策の実施
- 報道機関等への情報提供
- その他必要な事項

2.4 庁舎内の点検及び緊急措置

【各班共通】

(1) 点 検

火気使用設備の点検

各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。

自家発電装置、可搬式発電機の点検

財務班、消防部は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検確認を行う。

消防用設備等の点検

各班は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。

落下、倒壊の危険性のある物品の点検

各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下の危険性がある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。

発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

(2) 緊急措置

防災資機材等の準備

物資班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

公用車両の確保

本部事務室（総務管理担当）は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

通信手段の確保

関係各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置

【関係各班】

各公共施設の管理者は、各々の施設について前項 2.4 「庁舎内の点検及び緊急措置」に準じた対策を講じる。

第3 消防、危険物、水防対策

3.1 消防対策

【消防部】

消防部は、次のとおり防災措置を講じる。

□防災措置の内容

- 正確な情報の収集及び伝達
- 火災、地震による堤防の法面崩壊等防除のための警戒
- 浸水避難地域の把握、及び警戒避難体制の整備
- 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 資機材の点検整備の実施
- 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所等への広報

3.2 危険物対策

【消防部】

消防部は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を指導する。

□防災措置の内容

- 転倒・落下・流出拡散防止等の措置
- 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- 操業の制限、停止
- 火気使用の制限又は禁止
- 消火設備等の点検確認

3.3 水防対策

【応急対策班】

市は、市管理の河川施設等の点検を行い、護岸崩壊の発生に備えて水防用資材の備蓄を整備する。

第4 公共輸送対策

東日本旅客鉄道（株）は、減速による列車の運転規制、乗客の安全確保及び秩序維持のための乗客対策、帰宅乗客集中による混乱防止のための警備対策を実施する。

首都圏新都市鉄道（株）は、通常ダイヤを使用しての減速運転の実施（警戒宣言発令当日）、乗客の混乱防止のための呼び掛けや情報提供を実施する。

バス会社及びタクシー会社は、（社）埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

第5 交通対策

5.1 警察への交通規制の要請

【総括班、情報班、交通対策班、応急対策班】

総括班は、警戒宣言が発せられたときは、緊急輸送道路確保のために県を通じて県公安委員会及び県警察本部に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。

(1) 吉川警察署との調整

交通対策班と応急対策班は、適時吉川警察署と情報交換を行い、双方の活動が円滑に実施されるよう調整に努める。

(2) 留意事項

① 市内における車両通行措置

- 車両の走行は極力抑制するよう、通行制限を行う。
- 強化地域方面に向かう車両の進行は極力制限する。ただし、強化地域方面から流入する車両の進行は、市内交通の混乱が生じない限り制限しない。

② 緊急通行車両の確認、申請

情報班は、緊急通行車両を申請する場合、申請書を吉川警察署へ提出する。

5.2 道路管理者としてとるべき措置

【総括班、広報班、交通対策班、応急対策班】

広報班は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い周知徹底を図る。総括班、交通対策班、応急対策班は、県警察本部の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策をたてる。

また、市が管理する道路について、応急対策班は、次の措置を行う。

□防災措置の内容

- 危険箇所の点検
避難に有効な道路、緊急輸送道路等の点検を実施する
- 工事中の道路についての安全対策
工事を中止し、保安対策を実施する

第6 上水道対策

給水部は、警戒宣言が発令された場合、おおむね次のような措置をとる。

6.1 応急措置

【水道復旧班】

原則として供給を継続する。

また、市民、事業所等の緊急貯水により増大する需要に対し、県（企業局）と十分調整し円滑な供給を確保するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

□要員の確保

- 三郷市指定管工事業協同組合への連絡
- 資機材の点検整備

□施設の保安措置等

- 施設、設備等の点検確認を直ちに実施する。
- 浄配水場においては、薬品及び燃料類の安全貯蔵に留意し、十分な確保に努める。
- 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。
- 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

6.2 広 報

【給水班、総括班、広報班】

給水班は、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報事項をまとめ、総括班へ活動依頼を行う。総括班は広報内容の決定を行い、広報班へ広報の依頼を行う。広報に当たっては、住民等への広報は、防災行政無線及び広報車、SNS、Lアラート、緊急速報メール、消防団、報道機関等、即時に多くの住民等に伝達できる広報手段を選択し、広報を行う。

□広報内容

- 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること
- 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること
 - ・飲料水の汲置き（ポリタンク、バケツを利用しフタをし、3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。）
 - ・生活用水の汲置き（浴槽等を利用し、貯水する。）
 - ・その他（汲置き容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。）
- 発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

□広報手段

- 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼
- 広報車両による広報
- 市ホームページ、SNS、Lアラート、緊急速報メールなどによる広報

第7 学校、病院、社会福祉施設等対策

7.1 学 校

【学校教育班】

警戒宣言が発令された場合、各学校は以下の措置を講じて児童・生徒の安全確保を図る。
学校教育班は、各学校の状況の把握に努め、避難等の支援の要請があった場合、必要な支援を行う。

(1) 情報の収集伝達等

- 警戒宣言が発令されたときは、校長は学校防災本部を立ち上げ、情報を収集し教職員に周知するとともに、的確な指揮に当たる。
- 教職員は、児童・生徒に警戒宣言が出されたことを知らせ、適切な指示を行い、不安、動揺を与えないように配慮する。

(2) 授業の中止等

- 全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、児童・生徒を教室等に集合させる。
- 児童・生徒は、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、学校は当該警戒宣言が解除されるまでの間、あるいは地震の発生後安全が確保できるまでの間は休業する。

(3) 児童・生徒の保護

児童・生徒の保護を次の要領で実施し、必要に応じて、教育委員会への報告等を行う。

① 小・中学校

□小学校

引き渡しカードで児童の氏名・引き取り者を確認し引き渡す。引き取り者が来ない児童は、学校に待機させる。

□中学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。

□障がいのある児童・生徒

詳細は、「③ 特別支援学校」に準じる。

② 高等学校

名簿により生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。

なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

③ 特別支援学校

□スクールバスで通学している児童・生徒

緊急連絡網により通学区域毎に帰宅時刻及び引き取りの場所を連絡し、その場所で名簿により確認の上直接保護者に引き渡す。

スクールバスの運行に当たっては、その状況に応じて学校の職員が添乗するなどして、児童・生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるように工夫する。

□スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護する。保護者には、緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災措置

校長は、児童・生徒の安全を確保するとともに、学校防災計画に基づき特に次の事項に留意し、学校の安全を図るよう指示する。

① 出火防止措置

出火を防止するため、職員室、用務員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

② 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等の点検を行う。

③ 非常持ち出し品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。

ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出できるよう整理保管する。

④ 化学・工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 私立学校・幼稚園等

私立の学校、幼稚園等については、上記に準じた具体的な措置を行い、園児、児童・生徒の生命の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講じる。

(6) 学校以外の教育施設

学校以外の教育施設については、上記に準じた具体的な措置を行い、利用者の生命の安全を確保するとともに、施設内の防災措置を講じる。

7.2 病院・診療所

【救護班】

警戒宣言が発令された場合、救護班は、市内の病院、診療所等に、次のような対応を指導する。

□診療対策

- 外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。
- 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- 救急患者の受入体制を講ずる。
- 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
- 手術予定については、緊急時や、やむを得ない場合をのぞき延期するなどの措置を講ずる。

7.3 社会福祉施設

【福祉管理班、要配慮者支援班】

(1) 保育所

要配慮者支援班は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して休所とし、次の措置をとる。

□帰宅措置

- 入所児童は名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。
- 保護者への引き渡しが終わるまで、入所児童は保育所で保護する。
- 所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。
また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。

□防災措置

- 施設設備、消火器、火気等の点検
- 転倒、落下物の防止措置
- 飲料水の確保、食料、ミルク等の確保
- 医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設

福祉管理班及び要配慮者支援班は、社会福祉施設に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。伝達及び呼びかけは電話によるが、輻輳（ふくそう）等で使用できない場合は、公用車により巡回する。

□社会福祉施設への措置

- 保護者への伝達
- 保護者への引渡し
- 施設の防災点検
- 出火防止
- 引渡しが困難な者の保護
- 食料、医薬品、生活必需品等の確保

第8 避難対策

8.1 事前措置の実施

災対法第60条の規定に基づき、必要と認める場合、避難の必要を認める地域の住民に対し、避難指示を行う。

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図る。

災対法の改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置づけられた。要配慮者の迅速で確実な避難のため、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を速やかにいき、避難誘導を支援する。

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障がい等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努める。

また、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示する。

8.2 事前の避難体制の確立

警戒宣言発令時に的確な避難行動をとれるよう、事前の避難体制の確立に努める。

避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

事前の避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されるよう努める。また、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

避難行動要支援者の避難については、市、関係機関、自主防災組織等と連携し、安全確保に努める。また、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿等を活用して避難支援を実施する。避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

避難行動要支援者の避難支援等の詳細は、第3編 第1章 第2節 第16「要配慮者の安全確保」(p. 3-123)を参照のこと。

また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

8.3 警戒宣言発令時の避難体制の確立

警戒宣言発令時は、避難対象地区外の居住者等は耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所に身を置く。このため、あらかじめ自宅の耐震性を十分把握しておく。

なお、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう、平常時から周知徹底する。

第9 その他の対策

9.1 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ

【総括班、広報班】

総括班は、警戒宣言発令に伴う買い占めや売り惜しみを防止し、社会不安を解消するための広報事項をまとめ、広報班へ広報を行うよう依頼する。

- スーパーマーケット、小売店等に対し、警戒宣言が発令された場合においても営業の継続を呼びかける。
- 警戒宣言発令後も買い占め、売り惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者へ呼びかける。

9.2 生活関連対策

【関係各班】

市は、警戒宣言発令に伴い次の措置をとり物資を確保する。

- 食料、生活必需品等の備蓄状況を確認し、速やかに搬出できる体制をとる。
- 食料、生活必需品を速やかに輸送できるよう輸送車両を確保する。
- 防災協定締結事業者等に対し、食料、生活必需品の供給体制の確認と保有量の確認を行う。

第4節 市民等のとるべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民、自治会・自主防災組織、事業所等がそれぞれの立場で、防災活動を行うことが重要である。

市民、自治会・自主防災組織、事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置の基準を以下に示す。

第1 市民のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民のとるべき措置は、以下に示すとおりである。

1.1 平常時

- ① 家や塀の耐震化を促進する。
 - ・わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
 - ・ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
 - ・タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
 - ・家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
 - ・窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
- ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
 - ・ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
 - ・LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
 - ・火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
 - ・火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。
- ④ 消火器、消火用水の準備をする。
 - ・出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
 - ・出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。
- ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。
 - ・飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3リットル）。
 - ・食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
- ⑥ 救急医薬品の準備をする。
 - 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦ 生活必需品の準備をする。
 - 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
- ⑧ 防災用品の準備をする。
 - トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。
 - 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
 - ・注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
 - ・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。

1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ①テレビ・ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。
- ②電話の使用を自粛する。
- ③自家用車の利用を自粛する。
- ④不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- ⑥強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。

1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 警戒宣言情報の入手（防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報、防災機関の関連情報を入手する。）
- ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
 - ・家具、棚等の上の重いものをおろす。
 - ・窓ガラスにガムテープ等をはる。
 - ・ベランダの置物等をかたづけ。
- ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認
 - ・火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - ・ガス器具等の安全設備の確認をする。
 - ・LPガス容器の固定措置の確認をする。
 - ・火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する
危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確認
- ⑦ 救急医薬品の確認
- ⑧ 生活必需品の確認
- ⑨ 防災用品の確認
- ⑩ 電話の使用の自粛（県、市、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。）
- ⑪ 自家用車の利用の自粛
 - ・路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
 - ・走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到着した後は車両を使わない。
- ⑫ 要配慮者への措置（幼児、児童・生徒、老人、病弱者の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。）
- ⑬ エレベーターの使用を避ける。
- ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- ⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛

第2 自治会・自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。

2.1 平常時

- ① 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ② 防災知識の普及活動を行う。（東海地震注意情報発表から警戒宣言発令まで対応等）
 - ・各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
 - ・地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
 - ・地域内の消防水利を把握する。
 - ・地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - ・防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③ 防災訓練を行う。
災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ・各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。
 - ・各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。
 - ・LPガス容器の点検を指導。
- ⑤ 防災資機材等を整備する。
地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。
- ⑥ 情報の収集、伝達体制、要配慮者への支援体制を確立する。
 - ・市、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
 - ・地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
 - ・要配慮者に対する伝達体制を確立する。

2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ・ラジオ等で正しい情報を入手する。
- ② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。

2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自主防災組織の活動体制を確立する。
 - ・自主防災組織の編成を確認する。
 - ・自主防災組織本部を設置する。
 - ・自主防災組織の役割分担を確認する。
- ② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。
- ③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。
- ④ 防災資機材等を確認する。
- ⑤ 幼児、児童、生徒、老人、障がい者、病弱者の安全対策措置の呼びかけを実施する。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。

第3 事業所のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所のとるべき措置は、以下に示すとおりである。

3.1 平常時

あらかじめ防災責任者を定め、以下の事項に留意した防災計画を作成する。

防災計画作成上の留意事項は次のとおりである。

- ① 自衛防災体制の確立
 - ・防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
 - ・組織の役割分担の明確化
- ② 教育及び広報活動
 - ・従業員の防災意識の高揚
 - ・従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- ③ 防災訓練
 - 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
- ④ 危険防止対策
 - ・施設、設備の定期点検
 - ・商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置
- ⑤ 出火防止対策
 - ・火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
 - ・消防水利、機材の整備点検
 - ・商品の整備点検
 - ・易・可燃性物品の管理点検
- ⑥ 消防資機材等の整備
 - 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。
- ⑦ 情報の収集、伝達体制の確立
 - ・県、市、警察署、消防機関、防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
 - ・事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。
- ② 自衛防災体制の準備、確認をする。
- ③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- ④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自衛防災組織の活動体制を確認する。
 - 自衛防災組織の編成を確認する。
 - 自衛防災本部を設置する。
 - 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- ② 情報の収集、伝達体制をとる。

県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ③ 危険防止措置を確認する。
 - 施設、設備を確認する。
 - 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
- ④ 出火防止措置を確認する。
 - 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - 消防水利、機材を確認する。
 - 易・可燃性物品を確認する。
- ⑤ 防災資機材等を確認する。

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を確認する。
- ⑥ 不特定かつ多数の者が出入りする施設は、混乱防止のため原則として営業を自粛する。(食料品等生活必需物資を販売する事業所は、生活の確保と混乱防止のため営業継続)
- ⑦ 石油類、火薬類、高圧ガス等の事業所は、原則として営業を自粛する。
- ⑧ バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は自粛する。
- ⑨ 一般事業所は原則として平常営業とするが、必要に応じ、交通状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して従業員を時差退社させる。なお、近距離通勤者は、徒歩などにより、原則として交通機関を利用しない。
- ⑩ 電話使用を自粛する。県、市、放送局等防災機関に対する電話問合せは控える。
- ⑪ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

関係機関連絡先一覧

■国

関係機関	担当部署		電話番号	F A X 番号
総務省	消防庁	応急対策室 〔平日(8:30~18:15)〕	03(5253)7527	03(5253)7537
		消防防災・危機管理センター 〔上記以外〕	03(5253)7777	03(5253)7553
自衛隊	陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長〔時間内〕	048(663)4241 内線437	048(663)4241 内線440
		部隊当直司令〔時間外〕	048(663)4241 内線402	048(663)4241 内線440

■指定地方行政機関

関係機関	担当部署	電話番号	F A X 番号
国土交通省	関東地方整備局 江戸川河川事務所 防災対策課	04(7125)7436	04(7123)1741
国土交通省	関東地方整備局 江戸川河川事務所 三郷出張所	048(952)7015	048(852)7905
国土交通省	関東地方整備局 北首都国道事務所 管理課	048(941)4610	048(942)8193
国土交通省	関東地方整備局 北首都国道事務所 戸田維持出張所	048(422)1591	048(421)2473
農林水産省	関東農政局埼玉県拠点 地方参事官室	048(740)5044	048(601)0510
厚生労働省	春日部労働基準監督署	048(735)5471	048(735)3748

※三郷市防災会議委員を任命している機関のみ掲載

■県

関係機関		電話番号	F A X 番号	防災行政無線	備考
県庁	危機管理防災部災害対策課	048(830)8181	048(830)8159	200-6-8181	勤務時間内
	危機管理防災部 消防課	048(830)8171	048(830)8159	200-6-8171	勤務時間内
	危機管理防災部 危機管理課	048(830)8131	048(830)8129	200-6-8131	勤務時間内
	危機管理防災センター当直	048(830)8111	048(830)8119	200-6-8111 200-951	勤務時間外
	県土整備部 河川砂防課	048(830)5137	048(830)4865		
越谷県土整備事務所		048(964)5221	048(960)1530	520-951	
東部地域振興センター 総務・防災担当		048(737)1110	048(737)9958	276-951 276-202	
草加保健所		048(925)1551	048(925)1554	606-951	
防災航空隊	通常用	049(297)7810	049(297)7906	701-951	
	緊急用	049(297)7905			

■ 警 察

関係機関	電話番号	F A X 番号	備考
埼玉県警察本部 警備部 危機管理課	048(832)0110	048(825)9628	
吉川警察署	048(958)0110	048(953)0155	

■ 応援協定締結市町村

協定都市名	連絡担当部・課・室	電話番号	F A X 番号	備考
埼玉県 草加市	市長室危機管理課	048(922)0151	048(922)6591	
埼玉県 越谷市	市民協働部危機管理課	048(964)2111	048(965)7809	
埼玉県 八潮市	生活安全部危機管理防災課	048(996)2111	048(995)7367	
埼玉県 吉川市	市民生活部危機管理課	048(982)5111	048(981)5392	
埼玉県 松伏町	総務課庶務防災担当	048(991)2711	048(991)7681	
埼玉県 行田市	市民生活部防災安全課	048(556)1111	048(554)0199	
千葉県 館山市	総合政策部社会安全課危機管理室	0470(22)3442	0470(22)8901	
東京都 葛飾区	地域振興部危機管理課	03(5654)8223	03(5698)1503	
福島県 広野町	環境防災課	0240(27)2114	0240(27)4167	
福島県 西会津町	町民税務課	0241(45)2215	0241(45)4150	
長野県 安曇野市	総務部危機管理課	0263(71)2119	0263(72)6739	
奈良県 三郷町	総務部総務課	0745(73)2101	0745(73)6334	

■ 指定公共機関及び指定地方公共機関

関係機関	電話番号	F A X 番号	備考
日本郵便(株) 三郷郵便局	048(952)2620	048(953)3482	
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	時間内 048(626)6623 時間外 0120-444-113		
東日本旅客鉄道(株) 三郷駅	048(981)5212 (吉川美南駅)		
東京電力パワーグリッド(株) 川口支社	0120(995)007		
東京ガス(株) 埼玉支社	048(862)8651	048(862)8657	
東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	048(952)8561	048(952)8577	
首都高速道路(株) 東京東局	03(5640)4800	03(5640)4848	
首都圏新都市鉄道(株) 北千住駅務管理所	03(3839)7352	03(3839)7368	
一般社団法人埼玉県医師会 (一般社団法人三郷市医師会)	048(949)1100		

※三郷市防災会議委員を委嘱している機関のみ掲載

資料 2-2

防災協定締結事業者一覧

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

NO	協定名	相手方の名称	協定の概要	締結日
1	災害時における応急救助のための輸送協力に関する協定書	三郷市輸送協議会	被災者の避難、物資等の運搬にかかる輸送	平成 8 年 12 月 1 日
2	災害時における応急救助のための輸送協力に関する協定書	吉川地区グリーントラック交通安全協議会	災害時における応急救助のための輸送協力	平成 9 年 2 月 1 日
3	災害時における食パン等の供給に関する協定書	第一屋製パン株式会社金町工場	食料（パン）の供給	平成 9 年 11 月 1 日
4	災害時における応急仮設住宅の設置等に関する協定書	三郷市蔦組合	仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理	平成 9 年 11 月 1 日
5	災害時における衣料品等供給に関する協定書	みさと衣料品店グループ	衣料品の供給	平成 9 年 11 月 1 日
6	緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書	三郷市建設業協会	公共土木施設の応急修理障害物の除去	平成 9 年 11 月 1 日
7	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社 VM川口支店	飲料水の供給	平成 17 年 6 月 20 日
8	緊急時における物資等の協力に関する協定書	さいかつ農業協同組合	施設、車両等の使用、食料品の供給	平成 17 年 7 月 29 日
9	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社アクティオ 三郷営業所	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材	平成 20 年 2 月 5 日
10	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂 三郷店	食料品、生活必需品の供給	平成 20 年 2 月 27 日
11	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社カスミ	食料品、生活必需品の供給	平成 20 年 2 月 27 日
12	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社ケーヨー	食料品、生活必需品の供給	平成 20 年 2 月 27 日
13	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社マルエツ 三郷中央店	食料品、生活必需品の供給	平成 20 年 2 月 27 日
14	緊急時における電気設備に係る協力に関する協定書	三郷市電設協会の会	発電機及び光源の提供、電気設備の応急処置	平成 20 年 3 月 18 日
15	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人三郷市医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会	トリアージ、応急処置、医薬品の提供、診療・医療相談、感染症の予防	平成 21 年 5 月 27 日
16	災害時における電気設備等の応急復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の応急復旧、電気に係る事故防止	平成 22 年 3 月 25 日
17	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時における各種情報の交換等	平成 22 年 12 月 20 日
18	災害時等における人員、物資等の輸送業務に関する協定書	一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部	人員、物資の輸送業務	平成 24 年 3 月 26 日
19	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	民間賃貸住宅提供の協力	平成 24 年 3 月 28 日
20	三郷市水道施設災害時応急復旧活動の協力に関する協定書	三郷市指定管工事業協同組合	水道施設の応急復旧	平成 24 年 4 月 5 日

N0	協定名	相手方の名称	協定の概要	締結日
21	災害時における応急対策業務に関する応援協定書	(H24. 4. 20～H29. 3. 31) 株式会社日本ウォーターテックス (H29. 4. 19～) 株式会社両毛システムズ	災害時における応急対策業務の応援	平成 24 年 4 月 20 日
22	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成 25 年 3 月 28 日
23	東京都水道局三郷浄水場における応急給水活動に関する協定書	東京都公営企業管理者 東京都水道局	東京都水道局三郷浄水場での応急給水活動の協定	平成 25 年 7 月 1 日
24	災害時における給油取扱所の支援協力に関する協定書	埼玉県石油商業組合三郷支部 有限会社たび屋商店	災害時における燃料給油等の支援協力	平成 25 年 10 月 31 日
25	緊急時における物資の供給等に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	食料品、生活必需品の供給、駐車場及び付帯施設の利用	平成 26 年 12 月 12 日
26	災害時における飲料水提供に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料水の供給	平成 26 年 12 月 15 日
27	緊急時における物資の供給等に関する協定書	イケア・ジャパン株式会社	食料品、生活必需品の供給、駐車場及び付帯施設の利用	平成 27 年 2 月 1 日
28	災害時における資材の供給に関する協定書	富士機材株式会社 東京第二支店	資材の供給	平成 27 年 4 月 22 日
29	災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書	三郷環境整備組合	災害時における災害廃棄物収集運搬業務	平成 27 年 10 月 21 日
30	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム北関東	災害情報等のケーブルテレビを利用した広報業務	平成 28 年 2 月 1 日
31	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	特設公衆電話回線の事前設置	平成 28 年 2 月 22 日
32	災害時における LP ガスの優先供給等の協力に関する協定書	埼玉県 LP ガス協会 南東武支部	災害時において、LP ガスを避難所等へ優先供給するための協力	平成 28 年 11 月 28 日
33	地域貢献型広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社	電柱広告事業において、民間企業などが掲出する広告の一部に公共情報を表示	平成 29 年 3 月 28 日
34	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	三郷地区交通タクシー協議会 (有限会社彦成タクシー、有限会社三郷交通、明治タクシー有限公司)	災害時において、被害状況の把握、災害応急対策活動等のため、タクシー無線による情報収集、タクシー車両による人員等の搬送に係る協力	平成 29 年 8 月 4 日
35	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	行政書士の派遣	平成 29 年 10 月 10 日
36	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	司法書士の派遣	平成 29 年 10 月 10 日
37	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 (アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、東邦薬品株式会社、株式会社メディセオ)	医薬品等の供給	平成 30 年 1 月 31 日

NO	協定名	相手方の名称	協定の概要	締結日
38	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報の発信等	平成30年 5月10日
39	災害時等における漏水調査技術員の派遣に関する協定書	全国漏水調査協会	水道管路施設の漏水調査員の派遣	平成30年 9月14日
40	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給	平成30年 10月4日
41	災害時等における水道施設の応急復旧活動の支援に関する協定書	株式会社光明製作所	水道施設の応急対策業務の応援	令和2年 3月10日
42	災害時等における水道施設の運転操作等の応援に関する協定書	株式会社武田エンジニアリング	水道施設の運転操作の応援	令和2年 3月10日
43	緊急時における無人航空機による協力に関する協定書	株式会社オリコミサービス	ドローンによる被害状況等の情報収集及び調査	令和2年 6月16日
44	緊急時における車両貸出及び給電並びに被災者救済活動等に関する協定書	ネットヨタ東埼玉株式会社	給電等のための車両の貸出、一時避難場所としての店舗の提供等	令和2年 8月4日
45	行政放送の再送信に関する協定書	株式会社ジェイコム埼玉・東日本 草加局	防災情報端末を利用した防災行政無線放送の再送信	令和2年 8月7日
46	緊急時における応急対策活動の協力に関する協定書	新和環境株式会社	瓦礫等搬送用車両や建設重機等による緊急人命救助や道路交通確保のための障害物除去	令和2年 12月14日
47	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社	停電復旧に係る応急措置等	令和3年 1月20日
48	緊急時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	移動式宿泊施設等の提供及び運営補助	令和3年 8月23日
49	緊急時における人員及び物資の輸送等に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	避難者及び物資の輸送、物資拠点の提供及び運営等	令和3年 8月23日
50	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社ビバホーム	物資の提供、駐車場及び付帯施設の利用	令和4年 1月20日
51	緊急時における物資の供給に関する協定	株式会社セキ薬品	医薬品や食料、飲料水、生活必需品の提供	令和4年 1月25日
52	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	大和ハウス工業株式会社	施設の一時避難場所及び駐車場としての利用	令和4年 9月28日
53	災害時等における施設の提供に関する協定	株式会社ダイナム	店舗駐車場の一時避難場所としての利用	令和5年 2月20日
54	緊急時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	物資の配送、物資集積・搬送拠点の設置及び運営等	令和5年 12月12日

※包括連携協定に含まれているものは除く。

市防災行政無線(移動系)の整備状況

防災行政無線(移動系)遠隔制御器一覧

(令和3年1月1日現在)

遠隔番号	設置場所
1	総務課(基地局):統制制御器
2	市民税課
3	国保年金課
4	下水道課横打ち合わせスペース
5	生活安全課
6	道路河川課
7	都市デザイン課
8	総務課
9	教育委員会(教育総務課)
10	企画調整課
11	水道部
12	旧危機管理防災課(防災センター)

注1)「遠隔番号」は、子局(無線機)マイクのチャンネルを示す。

注2)副統制制御器は防災センターに設置されている。

注3)通信管理者は、各遠隔制御器設置場所の所属長が担当する。

移動式無線機(各子支局)

(令和3年4月1日現在)

呼出番号	無線機種類	取付車両等	所属課
みさと 1	携帯	本庁舎4階 通信室	危機管理防災課
みさと 2	携帯		防災センター
みさと 3	携帯		防災センター
みさと 4	車携帯	59-51 パジェロ	危機管理防災課
みさと 5	車携帯		防災センター
みさと 13	車携帯	90-88 プロボックス	市立図書館
みさと 17	車携帯	76-56 ADバン	下水道課
みさと 18	車載	31-00 キャラバン	生活安全課
みさと 19	車載	94-81 バネットトラック	クリーンライフ課
みさと 20	車載	24-74 ダットサン	道路河川課
みさと 24	車載	21-14 三菱2tダンプ	応急対策室
みさと 25	車載	78-36 マツダ4t	応急対策室
みさと 26	車載	34-64 パワーゲート	応急対策室
みさと 27	車載		防災センター
みさと 29	車携帯	46-45 エクストレイル	道路河川課

呼出番号	無線機種類	取付車両等	所属課
みさと 30	車携帯	96-20 ADバン	下水道課
みさと 31	車載		防災センター
みさと 32	車携帯	82-59 アクティ	道路河川課
みさと 33	車携帯	54-71 三菱キャンター	応急対策室
みさと 35	車携帯	46-46 AZワゴン	総務課
みさと 36	車携帯	96-21 ADバン	鷹野給食センター
みさと 48	車携帯	45-13 バネットバン	総務課
みさと 49	携帯		防災センター
みさと 201	携帯	みさと団地出張所	みさと団地出張所
みさと 202	携帯		防災センター
みさと 203	携帯		防災センター
みさと 301	携帯		防災センター
みさと 302	携帯	健康推進課携帯	健康推進課
みさと 303	携帯		防災センター
みさと 304	携帯		防災センター
みさと 305	携帯		防災センター
みさと 401	携帯		防災センター
みさと 402	携帯		防災センター
みさと 403	携帯		防災センター

資料 2-4

市防災行政無線（固定系）の整備状況

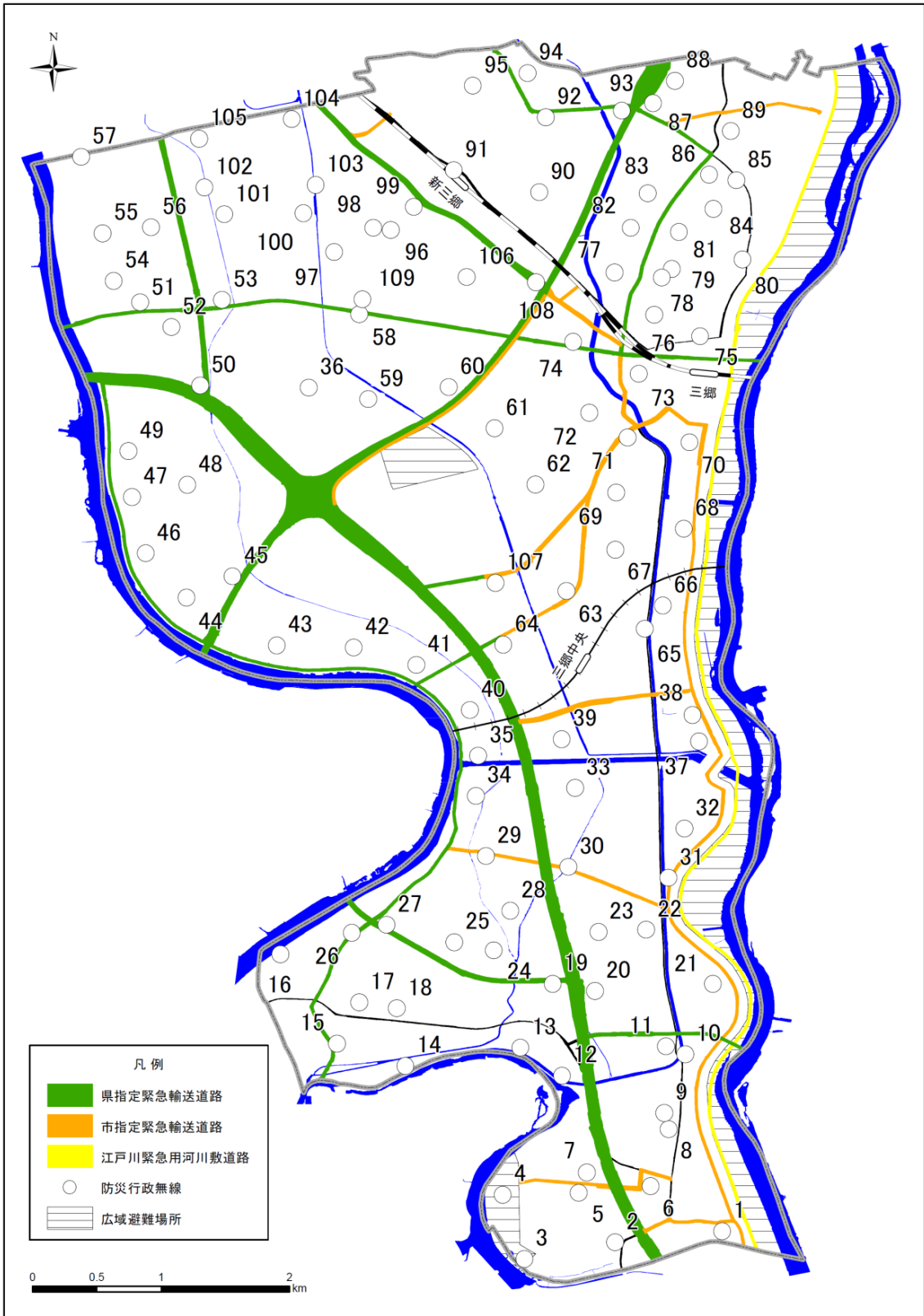
拡声子局一覧

(令和3年4月1日現在)

番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	小向公民館	29	前川集会所	57	彦糸女体神社	85	まつのき公園
2	高州三丁目消防小屋	30	富士見橋脇	58	消防北分署	86	丹後保育所
3	みさと公園(南)	31	横堀公民館	59	北中学校	87	後谷公民館
4	みさと公園(北)	32	常盤工業	60	南蓮沼公民館	88	小谷堀公民館
5	高州保育所	33	栄中学校	61	笹塚公民館	89	前間小学校
6	高州東小学校	34	栄三丁目稲荷神社	62	幸房小学校	90	早稲田中学校
7	高州小学校	35	栄一丁目市道脇	63	三郷市消防署	91	新三郷駅東口
8	ふれあいの郷下新田	36	ヒ・アラシティ交流センター	64	三宗製作所脇	92	半田市営住宅
9	下新田公民館	37	大膳公民館脇	65	谷中稲荷神社	93	中山宅
10	徳島公民館	38	中央浄水場	66	市助稲荷脇	94	成島宅
11	鷹野文化センター	39	新和小学校	67	中央四丁目幸房公園	95	半田公民館
12	半川児童遊園脇	40	酒井公民館	68	岩野木老人福祉センター	96	みさと団地
13	寄巻公民館	41	旧谷口わんぱく広場	69	吉野宅脇	97	立花小学校
14	吹上小学校	42	花和田観音堂	70	ひばり公園	98	さくら保育所
15	吹上公民館	43	花和田公園	71	石川宅脇	99	桜小学校
16	上堤外排水機場	44	彦沢公民館	72	加藤宅脇	100	旧北公民館西
17	コミュニティセンター	45	彦沢老人福祉センター	73	早稲田小学校	101	彦郷小学校
18	前谷小学校	46	香匠免公民館	74	岡田宅脇	102	彦糸蛭田橋脇
19	消防南分署	47	上口公民館	75	めじろ公園	103	采女第二大場川
20	鷹野小学校	48	上口保育所	76	はまなす公園	104	獨協医科大学附属看護専門学校 三郷校
21	八木郷小学校	49	彦成小学校	77	しらさぎ公園	105	彦糸中学校
22	横堀教員住宅	50	風の郷公園	78	早稲田プール脇	106	端沼市民センター
23	南中学校	51	吉川警察署	79	早稲田公園	107	三郷市役所
24	コピーブリスクール みさととがさき	52	彦川戸公民館	80	早稲田第3消防団小屋脇	108	ららシティ1丁目緑地
25	戸ヶ崎小学校	53	上彦名児童遊園	81	丹後小学校	109	メディセオ埼玉ALC(東)
26	戸ヶ崎交番	54	彦成公民館	82	つくし公園		
27	戸ヶ崎中央公園	55	彦成香取神社	83	白鳥公園		
28	前川中学校	56	彦成児童遊園	84	早稲田七丁目道路脇		

注)「番号」は、次頁の図中の番号に対応する。

市防災行政無線（固定系）の拡声子局設置位置



住民への注意喚起のための呼びかけ例

□地震発生直後の広報（防災行政無線自動放送）

「震度〇の地震が発生しました。
火の始末をして下さい。
テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。」

□安全確保、二次災害防止の広報（例文集の例文を適宜組み合わせて広報する。）

「こちらは、防災みさとです。」
「さきほど、〇〇時〇〇分頃に、震度〇の地震がありました。」
・・・・・・・・（例文）・・・・・・・・
（繰り返し）

（例文集）

- 余震には、十分に警戒してください。また、損壊した建物等には、十分注意してください。
- 自宅を離れ避難する場合には、電気のブレーカーを切ってください。

資料 2-6

消防団員配置状況

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

分団及び班等	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2						3
アザリア分団			1		1	2	8	12
第一分団	第1班		1			1	13	53
	第2班				1	1	12	
	第3班				1	1	11	
	第4班			1		1	9	
第二分団	第1班		1			1	12	48
	第2班			1		1	9	
	第3班				1	1	7	
	第4班				1	1	12	
第三分団	第1班					1	7	42
	第2班					1	10	
	第3班			1	1	1	10	
	第4班				1	1	7	
第四分団	第1班				1	1	6	44
	第2班			1		1	9	
	第3班				1	1	9	
	第4班			1		1	12	
第五分団	第1班		1	1		1	12	58
	第2班				1	1	11	
	第3班				1	1	12	
	第4班					1	15	
第六分団	第1班			1		1	9	51
	第2班			1		1	11	
	第3班				1	1	13	
	第4班				1	1	10	
計	1	2	7(1)	6	13(1)	26(2)	256(8)	311(12)

※()は、うち女性団員数

消防団消防車両保有状況

(令和3年4月1日現在)

分団及び班等		種 別	ポンプ級別
第一分団	第1班	各種災害対応機動車	B-2
	第2班	小型全自動消防自動車	B-2
	第3班	各種災害対応機動車	B-2
	第4班	各種災害対応機動車	B-2
第二分団	第1班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
	第2班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
	第3班	小型全自動消防自動車	B-2
	第4班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
第三分団	第1班	各種災害対応機動車	B-2
	第2班	小型全自動消防自動車	B-2
	第3班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
	第4班	各種災害対応機動車	B-2
第四分団	第1班	救助資機材搭載型車両	B-2
	第2班	小型全自動消防自動車	B-2
	第3班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
	第4班	各種災害対応機動車	B-2
第五分団	第1班	各種災害対応機動車	B-2
	第2班	各種災害対応機動車	B-2
	第3班	各種災害対応機動車	B-2
	第4班	小型全自動消防自動車	B-2
第六分団	第1班	小型全自動消防自動車	B-2
	第2班	各種災害対応機動車	B-2
	第3班	小型動力ポンプ付積載車	B-2
	第4班	各種災害対応機動車	B-2

資料 2-8

自主防災組織一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

番号	地区区分	組織名	設立年月日
1	早稲田	半田町会	1991/8/15
2	早稲田	みどり町会	1994/11/21
3	早稲田	丹後上町会	1989/1/31
4	早稲田	丹後下町会	1990/12/1
5	早稲田	早稲田一丁目町会	1991/2/1
6	早稲田	早稲田つつみ町会	1990/9/1
7	早稲田	大広戸町会	1995/5/15
8	早稲田	仁蔵町会	1994/7/19
9	早稲田	茂田井町会	2001/4/1
10	早稲田	北美町会	2005/10/8
11	早稲田	幸房上町会	1994/6/2
12	早稲田	幸房中町会	2011/1/9
13	早稲田	幸房下町会	1990/7/18
14	早稲田	三郷一丁目町会	2000/4/22
15	早稲田	三郷二丁目町会	2000/7/12
16	早稲田	彦成 5 丁目町会	2003/5/31
17	早稲田	エフローレ新三郷 216 自治会	2005/7/30
18	早稲田	谷中中央町会	1989/3/27
19	早稲田	ファインコートららシティ自治会	2017/2/5
20	早稲田団地	三郷早稲田第一住宅	1993/2/16
21	早稲田団地	早稲田 3-1	2007/4/1
22	早稲田団地	三郷早稲田 3-2	1994/4/1
23	早稲田団地	三郷早稲田第四住宅管理組合	1995/9/1
24	早稲田団地	三郷早稲田第五住宅管理組合	1999/1/23
25	早稲田団地	三郷早稲田第六団地管理組合	1999/3/6
26	早稲田団地	三郷早稲田第 7 団地管理組合	1998/2/1
27	早稲田団地	三郷早稲田第 9 団地管理組合	2001/6/1
28	早稲田団地	三郷早稲田第 10 団地	1995/9/25
29	早稲田団地	三郷早稲田第 11 団地	1995/3/9
30	早稲田団地	三郷早稲田 34・59 町会	2007/5/27
31	早稲田団地	アミティ三郷早稲田団地	2008/6/24
32	早稲田団地	クレド三郷早稲田	2010/10/25
33	早稲田団地	シャトーベルビュー三郷町会	2015/5/17
34	東和東	市助町会	1989/2/27
35	東和東	新和 1 丁目町会	1989/3/18
36	東和東	新和 2 丁目町会	1989/3/20
37	東和東	新和 3 丁目町会	1989/3/1

番号	地区区分	組織名	設立年月日
38	東和東	新和4丁目町会	1990/3/14
39	東和東	新和5丁目町会	1990/3/14
40	東和東	鷹野1丁目長戸呂町会	1990/12/1
41	東和東	鷹野1丁目八木郷町会	1992/6/1
42	東和東	鷹野2丁目町会	1990/3/30
43	東和東	鷹野東町会	1992/1/1
44	東和東	鷹野3丁目西町会	1990/8/1
45	東和東	鷹野四丁目町会	1990/7/24
46	東和東	鷹野五丁目鎌倉町会	1990/9/1
47	東和東	鷹野5丁目寄巻町会	1989/11/8
48	東和東	東町上町会	1992/9/20
49	東和東	東町みなみ町会	1992/10/1
50	東和東	高州一丁目上町会	1996/4/1
51	東和東	高州1丁目下新田町会	1991/4/1
52	東和東	高州1丁目仲町会	1990/6/1
53	東和東	高州2丁目本町会	1991/8/1
54	東和東	高州2丁目みどり町会	1990/2/1
55	東和東	高州3丁目東町会	1989/12/6
56	東和東	高州3丁目水里町会	1990/3/27
57	東和東	高州4丁目東町会	1992/10/15
58	東和東	高州4丁目西町会	1997/4/1
59	東和西	戸ヶ崎1丁目上町会	2008/5/30
60	東和西	戸ヶ崎一丁目下町会	1991/4/15
61	東和西	戸ヶ崎2丁目東町会	1989/7/1
62	東和西	戸ヶ崎2丁目西町会	1988/9/14
63	東和西	戸ヶ崎2丁目南町会	1988/8/18
64	東和西	戸ヶ崎3丁目上町会	1988/12/26
65	東和西	戸ヶ崎3丁目南町会	1988/10/20
66	東和西	戸ヶ崎4丁目町会	1988/9/16
67	東和西	戸ヶ崎5丁目町会	1995/12/18
68	東和西	戸ヶ崎美郷町会	1989/1/30
69	東和西	戸ヶ崎角町町会	2009/7/14
70	東和西	戸ヶ崎6丁目町会	1988/11/14
71	東和西	戸ヶ崎7丁目東町会	1989/8/1
72	東和西	戸ヶ崎7丁目西町会	1988/11/30
73	東和西	戸ヶ崎八丁目上町会	1988/8/18
74	東和西	戸ヶ崎8丁目下町会	1988/9/27
75	東和西	栄1丁目町会	1988/8/10
76	東和西	中央2丁目町会	1988/10/11
77	東和西	栄3・4丁目町会	1988/7/4
78	東和西	栄5丁目町会	1988/12/7

番号	地区区分	組織名	設立年月日
79	彦成	谷口南町会	1989/3/10
80	彦成	谷口北	1989/3/14
81	彦成	谷口西町会	1989/2/14
82	彦成	花和田町会	2006/1/5
83	彦成	彦江町会	2004/4/11
84	彦成	彦沢町会	2004/10/24
85	彦成	番匠免町会	2010/1/15
86	彦成	上口町会	1995/12/18
87	彦成	彦倉町会	1999/6/3
88	彦成	彦野町会	1995/12/12
89	彦成	天神町会	2000/4/1
90	彦成	彦川戸町会	2004/9/1
91	彦成	上彦名町会	2002/9/1
92	彦成	彦成一丁目町会	1991/12/1
93	彦成	彦成2丁目町会	1991/12/9
94	彦成	彦音町会	2012/2/1
95	彦成	上彦名ニュータウン町会	2002/1/1
96	彦成	采女町会	1997/7/20
97	彦成	泉町会	2017/11/14
98	みさと団地	みさと第一住宅	1991/12/7
99	みさと団地	みさと第二住宅	1993/3/18
100	みさと団地	みさと第三住宅管理組合	1991/6/1
101	みさと団地	みさと第四住宅管理組合	1996/8/8
102	みさと団地	みさと第六住宅	1996/2/1
103	みさと団地	みさと団地自治会一街区	1998/9/30
104	みさと団地	みさと団地二街区	1997/11/9
105	みさと団地	みさと団地三街区	2005/5/22
106	みさと団地	みさと団地四街区	2003/1/26
107	みさと団地	みさと団地5街区	2005/6/26
108	みさと団地	みさと団地六街区	2005/6/19
109	みさと団地	みさと団地十街区	1996/9/29
110	みさと団地	みさと団地自治会十一街区	1997/9/8
111	みさと団地	みさと団地自治会十四街区	1997/4/20
112	さつき平	さつき平1-2-1自治会	2006/1/23
113	さつき平	さつき平1-2-2自治会	2003/7/13
114	さつき平	さつき平1-3-1自治会	1999/5/9
115	さつき平	ドミナンス自治会	2006/6/21
116	さつき平	さつき平1-4-1自治会	2005/10/16
117	さつき平	さつき平1-4-2自治会	2004/4/25
118	さつき平	さつき平1-5-1自治会	2003/10/26
119	さつき平	さつき平1-5-2自治会	2004/5/1

番号	地区区分	組織名	設立年月日
120	さつき平	テラ・ウエスト2街区1号館	2001/1/1
121	さつき平	テラウエスト2-2町会	2000/5/21
122	さつき平	さつき平2-3-1自治会	2001/4/1
123	さつき平	さつき平2-3-2自治会	2001/2/25
124	さつき平	タワーズⅠ	2001/4/22
125	さつき平	タワーズⅡ自治会	2002/1/1
126	さつき平	パークフィールドみさとテラ・ウエスト4街区3号館	2001/3/1
127	さつき平	テラウエスト5街区1号館自治会	1999/4/1
128	さつき平	テラウエスト5街区2号館	2003/2/11
129	未分類	ザ・ライオンズ三郷中央	2016/9/1

資料 2-9

気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年改正）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかる [※] ことがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる[※]ことがある。

災害用伝言ダイヤル「171」

災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

① 概要とご提供のしくみ

災害用伝言ダイヤルの概要及び提供の仕組みは以下のとおりです。

ご利用方法	伝言の録音方法	1. 「171」にダイヤルします。 2. 「1」をダイヤルします。 3. 被災地の方はご自分の番号、または連絡をとりたい被災地の方の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従って録音してください。
	伝言の再生方法	1. 「171」にダイヤルします。 2. 「2」をダイヤルします。 3. 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。
ご利用できる電	<ul style="list-style-type: none"> ・加入電話 ・INS ネット（ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません） ・公衆電話 ・ひかり電話（ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません） ・災害時に NTT 東日本が避難所等に設置する特設公衆電話 <p>※携帯電話・PHS からも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。</p>	
提供内容	提供開始	地震等の災害発生時等、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT 東日本が設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
	伝言の録音ができる電話番号	被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・PHS・IP 電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。
	伝言録音時間	1 伝言あたり 30 秒以内
	伝言保存期間	録音してから災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで（体験利用時は、体験利用期間終了まで）
	伝言蓄積数	電話番号あたり 1～20 伝言（提供時にお知らせいたします。）
	伝言の消去	伝言をお預かりしてから災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間が終了（体験利用時は、体験利用期間が終了）した時点で自動的に消去します。
	ご利用料金	NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話や PHS から発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンター利用料は無料です。※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 注：暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言等、特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

② 利用方法

災害用伝言ダイヤルの利用方法は以下のとおりです。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
		XXXX	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	XXXX	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0 XX XX XX XX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される場合は数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音される場合は数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。			
⑤	終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言板（web171）

災害用伝言板（web171）は、大規模災害等発生時にインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。

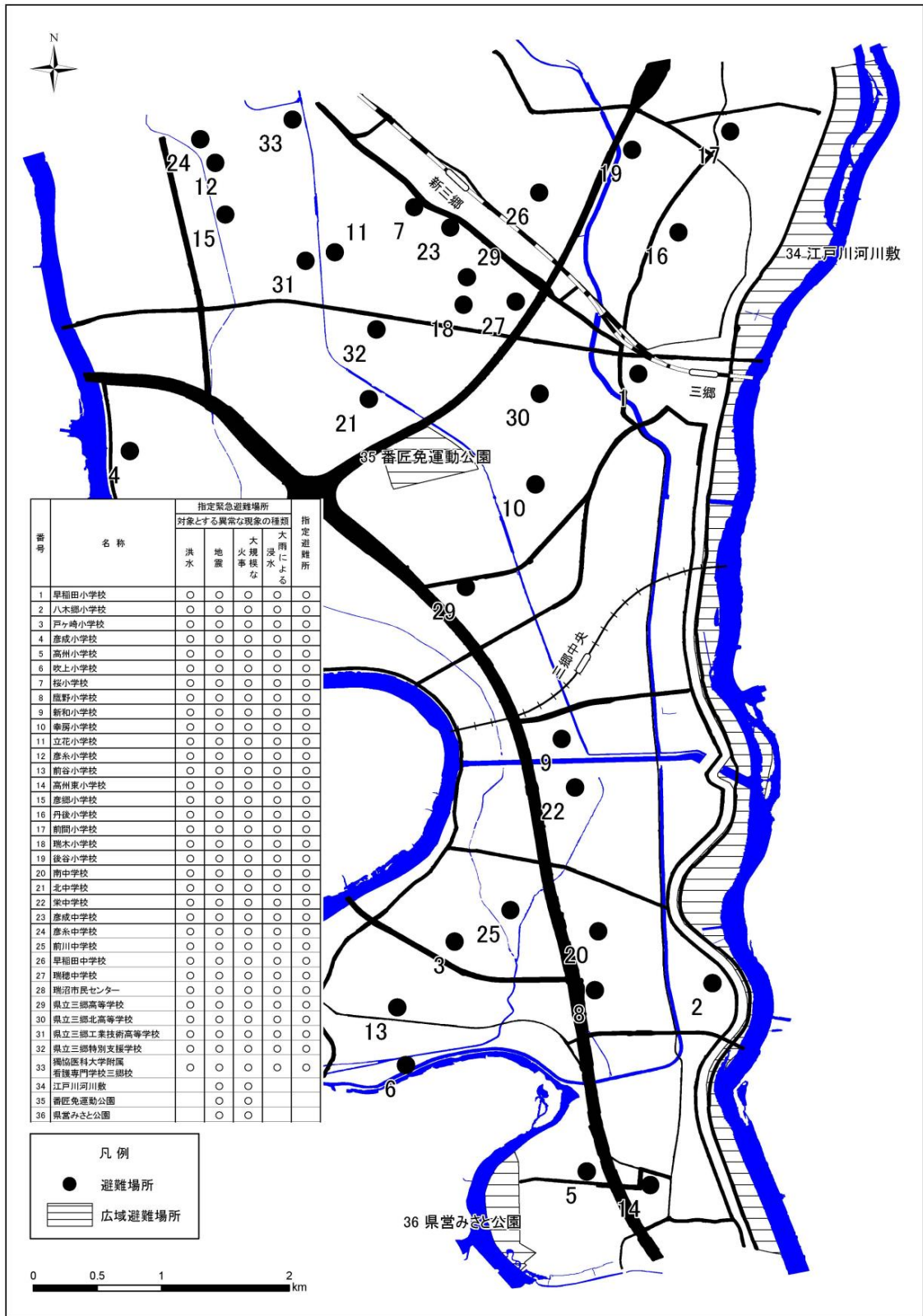
概要とご提供のしくみ

災害用伝言板（web171）の概要及び提供の仕組みは以下のとおりです。

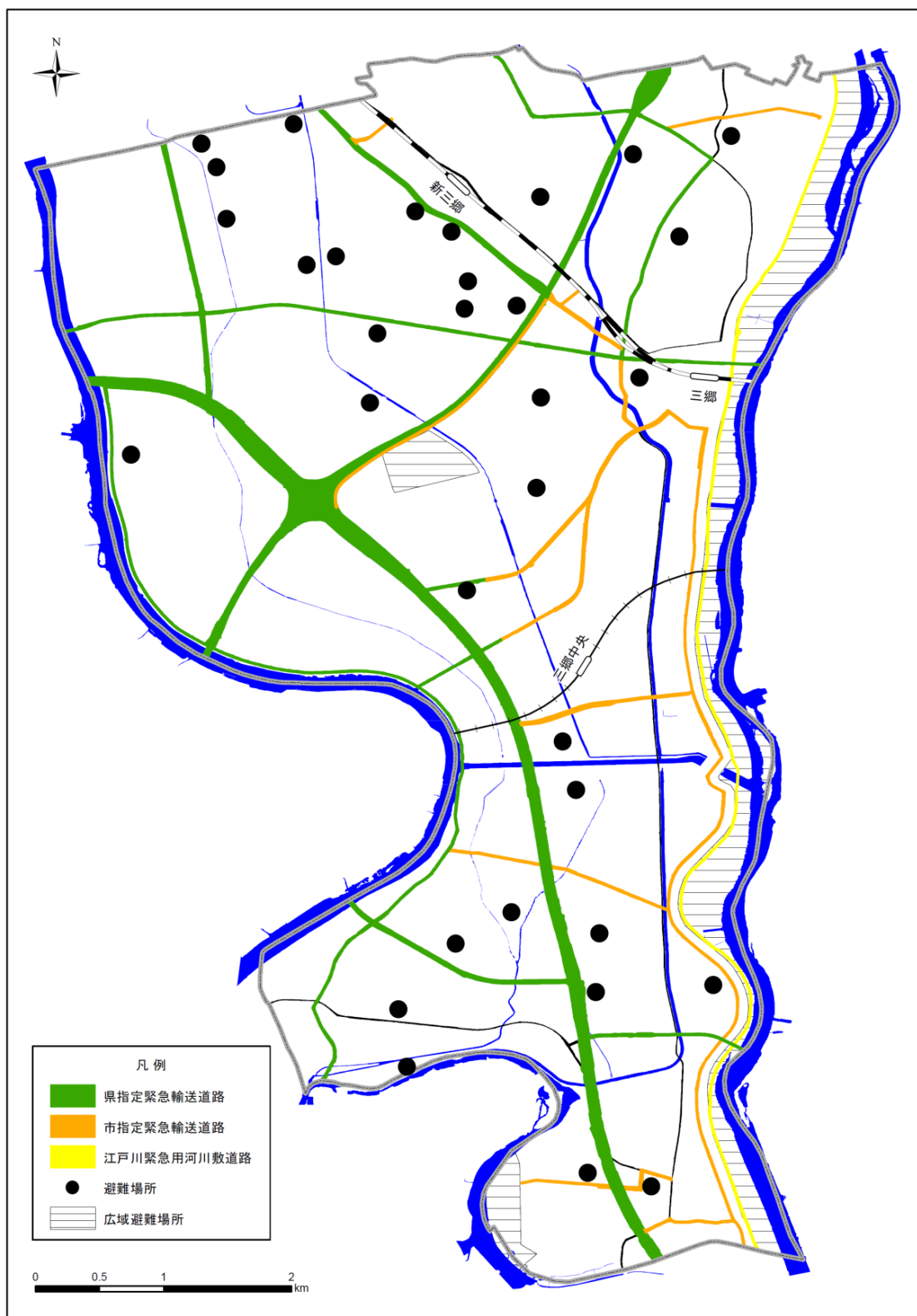
サービス概要	<p>災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。</p> <p>また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録されたメッセージを確認することができます。</p>	
動作環境	<p>災害用伝言板（web171）は以下の環境でご覧いただくことを推奨いたします。推奨環境以外でご利用いただいた場合、また推奨環境下でもお客様のブラウザの設定によっては正しくご利用できない場合がございます。ご了承ください。</p> <p>1. PC・スマートフォン・タブレット 【 OS 】 Microsoft Windows※1 macOS※2 Android OS※3 iOS※4 【 ブラウザ 】 Microsoft Internet Explorer※5 Google Chrome※6 Mozilla Firefox※7 Safari※8</p> <p>2. フレッツフォン（VP2000/VP3000） 【 ブラウザ 】 標準ブラウザ</p> <p>3. 携帯電話端末（SHA-2 証明書に対応した機種） 【 ブラウザ 】 i モードブラウザ※9</p> <p>※1 Windows 10にて動作確認済 ※2 Mac OS 10.7にて動作確認済 ※3 Android 8にて動作確認済 ※4 iOS 11にて動作確認済 ※5 Microsoft Internet Explorer 11にて動作確認済 ※6 Google Chrome 65にて動作確認済 ※7 Mozilla Firefox 59にて動作確認済 ※8 Safari 5.1 デスクトップ版にて動作確認済 ※9 i モードブラウザ 2.0にて動作確認済</p>	
提供内容	提供開始	<p>災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかに利用可能とします。</p> <p>※提供の開始、伝言蓄積数や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じNTT 東日本が設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等を通じて皆様にお知らせいたします。</p>
	伝言の入力文字数	1 伝言あたり 100 文字以下

伝言保存期間	最大6ヵ月（体験利用時は体験利用期間） ※伝言をお預かりしてからの最大保存期間になります。
伝言蓄積数	最大20件（20件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます。）
伝言の消去	伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点及び運用終了時に自動的に消去します。
メールや音声による伝言登録内容の通知	<p>利用者登録（伝言を登録する方があらかじめ伝言を伝えたい方の通知先を設定※1）することで、本サービスに伝言を登録した際に、設定した通知先へ伝言内容をメールもしくは電話（音声）で通知※2します。</p> <p>○メールでの通知 登録日時、安否情報、伝言内容をメールにより通知します。</p> <p>○電話（音声）での通知 伝言が登録されたことを電話（音声）により通知します。通知を受けた方は、ガイドンスに従って操作することで、登録日時、安否情報、伝言内容を電話（音声）で確認できます。</p> <p>※1 メール通知先は最大10件まで登録可能です。音声通知先は最大1件まで登録可能です。なお、国際電話番号、フリーダイヤル等の着信課金番号、110番や119番などの特番等、通知先として指定できない電話番号があります。利用者登録（通知先設定）が完了すると弊社から利用者登録の基本情報に登録されたメールアドレス及び通知先のメールアドレスに対して登録完了メールを送付します。また削除された時も削除完了のメールを送付します。</p> <p>※2 ネットワークの通信状態、メールの受信環境、受信側の設定などによりメール及び電話の通知が遅延する場合や、届かない場合があります。</p>
利用者登録の削除	<p>効果的にご利用いただくために、通知先の確認、及び不用になった利用者登録の削除をお願いしています。弊社から利用者登録の基本情報に登録されたメールアドレスに確認依頼メールを送付※1、メールに記載された期間内に確認が行われなかった利用者登録を削除させて頂く場合があります。</p> <p>※1 弊社からの確認依頼メールの送付は体験利用ができる、防災週間（8/30～9/5）と防災とボランティア週間期間（1/15～1/21）の年2回を予定、ただし災害により体験利用が中止された場合は送付を中止する場合があります。</p>
ご利用料金	<p>安否情報の登録、確認等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。</p> <p>メールや電話（音声）による伝言登録内容の通知機能をご利用頂く場合、通知先のお客様のご利用条件※1によっては通知先のお客様に通話料・通信料が発生します。</p> <p>※1 メール通知をご利用の場合、パケット通信料がかかります。また、電話（音声）通知を転送電話サービスや海外での国際電話ローミングサービスにてご利用される場合は通話料がかかります。</p>

広域避難場所、避難場所位置図



緊急輸送道路網図



資料 2 - 1 3

医療施設一覧

(1) 病院

(令和 2 年 12 月現在)

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目等
1	みさと協立病院	田中新田 273-1	959-1811	リハ・内・精・神・(透)・認
2	三郷中央総合病院	中央 4-5-1	953-1321	内・耳・整・外・脳外・皮・眼・泌・リハ・放・麻・心外・看・(透)・循内・消外・腎内
3	埼玉みさと総合 リハビリテーション病院	新和 5-207	953-1211	内・神内・リハ
4	尾内内科神経科病院	鷹野 3-270-1	955-8191	精・内・神・認
5	みさと健和病院	鷹野 4-494-1	955-7171	内・呼内・呼外・消内・消外・循内・リウ・ア・精・小・形・外・整・脳外・皮・泌・肛外・婦・眼・耳・放・リハ・麻・救・(透)・病
6	三愛会総合病院	彦成 3-7-17	958-3111	内・循内・消内・呼内・小・外・整・眼・耳・脳外・泌・皮・麻・透内・(透)・リハ・膠

(2) 診療所

(令和 2 年 12 月現在)

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目等
1	レッツ大腸肛門クリニック	半田 1218	950-0255	肛外・内視鏡内科・消内
2	たにぐちファミリークリニック	仁蔵 523-1	957-8440	内・消内・小・外・禁煙・認
3	みさと駅前クリニック	早稲田 1-1-1KTT5ビル 1F	959-5550	内・心内・精・禁煙・漢
4	みさと眼科	早稲田 1-3-10KTT6 ビル 5F	959-1146	眼
5	永井ウイメンズクリニック	早稲田 2-2-10MMC ビル 3F	950-2221	産・婦・禁煙
6	松本クリニック	早稲田 2-2-10MMC ビル 4F	959-2233	内・小・消
7	早稲田医院	早稲田 2-19-1	957-3428	内・胃内・リハ
8	クリニックふれあい早稲田	早稲田 3-26-3	950-3330	内・小・ア・精・禁煙・認・消
9	三郷皮膚科医院	早稲田 4-7-5	950-1138	皮・小・ア
10	舘脇医院	早稲田 6-28-13	957-0151	胃・肛・内・小・外・整・循・呼内・禁煙・ア
11	あじおか眼科クリニック	三郷 1-1-10 徳重ビル 2F	960-0132	眼
12	メンタルクリニックみさと	三郷 1-5-6	953-6100	精・神
13	鈴木耳鼻咽喉科医院	三郷 2-2-3 岡田ビル3F	954-0233	耳
14	児玉クリニック	三郷 2-11-5 グリーンパ ーク三郷 1F	933-9152	整・内・リハ
15	いわさわ内科医院	幸房 472-1	953-7300	内・胃内・泌・皮・禁煙
16	うつみ内科クリニック	谷口 568-1	953-9681	内・腎内・循内・禁煙・認
17	みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	中央 1-2-1 ザ・ライオン ズ三郷中央 102 号	952-4187	耳・ア

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目等
18	セントラルクリニック三郷中央	中央 1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央 C 棟 103	949-0381	内・リウ・ア・小・禁煙・認
19	ふなくし皮膚科クリニック	中央 1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央 C 棟 1F	954-2794	皮・ア
20	コウ整形外科クリニック	中央 1-3-1 エムズタウン三郷中央 2F	949-2025	整・リハ・リウ
21	杉浦小児科	中央 1-3-1 エムズタウン三郷中央 2F	952-2124	小
22	みさと中央クリニック	中央 1-4-13	953-5300	外・胃内・肛外・循内・内・小・禁煙
23	三郷中央きむら眼科	中央 2-2-4	954-8938	眼
24	立澤外科胃腸科医院	新和 2-380	952-8171	胃・内・外・整・リハ・小
25	みさと健和クリニック	鷹野 4-510-1	955-8551	内・外・整・小・皮・眼・耳・脳外・胃・泌・循・リハ・肛・呼・リウ・形・精・放・呼外・看・禁煙・神内・消外・消内・(透)・ア・婦
26	みさとファミリークリニック	高州 1-181-2	956-5570	内・循・小・禁煙・呼・漢
27	かとうぎ眼科	高州 1-181-2	934-9333	眼
28	むらした耳鼻咽喉科	高州 1-181-2	948-3387	耳
29	宮川医院	戸ヶ崎 2370	955-0874	内・皮・小・禁煙・認
30	仁心内科クリニック	戸ヶ崎 1-631-4	949-2211	内・循・胃
31	みさと耳鼻咽喉科医院	戸ヶ崎 2-38-2	948-1133	耳・気
32	あおばファミリークリニック	戸ヶ崎 2-286-1	955-8621	内・小・皮・整・メ・禁煙・認
33	石橋医院	栄 5-78-4	952-8158	内・小・胃
34	かみぐちクリニック	上口 1-2-3	952-2323	内・消・リハ
35	すこやかクリニック三郷	南蓮沼 330-4	953-5888	整・リハ・内
36	はやし整形外科	駒形 105-2	959-2300	整
37	永井マザーズホスピタル	上彦名 607-1	959-1311	産・婦・形・麻・小・禁煙
38	長村皮膚科クリニック	上彦名 632-1	958-0161	皮
39	さつき内科	さつき平 2-1-2 シティフオーラム 2F	951-9100	内・消内・循内・認
40	ららぼーと新三郷内科・小児科	新三郷ららシティ 3-1-1 ららぼーと新三郷 2F	950-1060	内・小・皮
41	たけうちクリニック	彦成 1-226	957-8865	内・麻(痛み治療)・禁煙
42	藤平耳鼻咽喉科	彦成 2-311-1	957-1881	耳
43	さとクリニック	彦成 3-11-17-101	957-8021	内・小・外・整・循
44	西本眼科	彦成 3-11-17-103	959-3456	眼
45	三郷ハートクリニック	彦成 3-313	958-5550	内・循
46	みさと団地中央診療所	彦成 4-4-15-101	957-5411	内・消・胃・婦(検のみ)・皮・小
47	みさと健和団地診療所	采女 1-76 1F	959-5011	内・整・泌・禁煙・認
48	一城クリニック	采女 1-82	957-3501	内・小
49	イムス三郷クリニック	采女 1-102-2	959-8181	内・(透)・透内・循内・認
50	皮膚科ダーマテック新三郷	采女 1-162-4	958-0707	皮
51	高橋レディースクリニック	采女 1-232	950-1200	産・婦・女性内科(金曜日のみ)
52	かわぐち泌尿器・内科クリニック	采女 1-238-1	969-4353	泌・内
53	新三郷駅前眼科	采女 1-238-5	950-1146	眼

(3) 歯科診療所

(令和2年12月現在)

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	うえた歯科医院	半田 1074-2	958-8000	歯科
2	セントラル歯科	早稲田 1-6-17	957-8263	歯科・小児歯科
3	ウナイ歯科医院	早稲田 1-14-1 コスモスクウェア 1F	958-6192	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
4	あべひろ総合歯科	早稲田 2-2-8 ノースプラザ 1F	950-2525	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
5	はまさき歯科クリニック	早稲田 2-3-15	950-1118	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
6	わかば歯科クリニック	早稲田 2-19-4	958-6556	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
7	斎藤歯科医院	早稲田 2-26-3	957-2018	歯科
8	まつお歯科	早稲田 4-7-20	950-5588	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
9	寺尾歯科医院	早稲田 5-7-7	949-6190	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
10	高野歯科医院	早稲田 5-8-13	957-3933	歯科
11	アイビー早稲田歯科クリニック	早稲田 7-1-8 1F	951-8241	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
12	たぐま歯科クリニック	早稲田 7-13-8	959-0018	歯科・小児歯科
13	こみね歯科医院	早稲田 8-15-11	959-3781	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
14	(医社)泰尚会 たいへい歯科	三郷 1-1-8 ポケットパーク 1F	954-7467	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
15	吉崎歯科医院	三郷 1-12-17	953-4800	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
16	毛塚歯科医院	三郷 1-26-2	952-1518	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
17	松島歯科クリニック	三郷 2-1-5 ウインズビル 302	952-8893	歯科・小児歯科
18	宍戸歯科医院	三郷 2-2-2	952-4180	歯科・小児歯科
19	くりやま歯科医院	三郷 2-2-12	952-2208	歯科・小児歯科
20	宮嶋歯科医院	三郷 3-3-3	952-8841	歯科・小児歯科
21	加藤歯科医院	笹塚 62-2	953-1166	歯科
22	ひよこ歯科	中央 1-3-1 マルエツ 三郷中央店 2F	954-0648	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
23	三郷中央歯科	中央 1-3-2 三郷中央 センターマークス 1F	949-0031	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
24	デンタルクリニックファミリー	中央 1-13-3 1F	0800-800-6480	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
25	野本歯科医院	中央 2-2-9	953-7480	歯科・小児歯科
26	三郷の杜デンタルクリニック	中央 2-2-21 2F	933-9710	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
27	三郷中央 SUN デンタルピア	中央 3-2-9	948-6251	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
28	鈴木歯科医院	新和 4-208-2	951-3033	歯科・小児歯科・歯科口腔外科

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
29	大久保歯科医院	鷹野 3-255-1	956-2181	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
30	みさと歯科クリニック	鷹野 4-211-2	956-4156	歯科・小児歯科
31	みさと健和歯科	鷹野 4-260-1	956-6996	歯科・小児歯科・矯正歯科
32	いいはしデンタルクリニック	鷹野 5-379-1	955-1184	矯正歯科
33	なかじま歯科	高州 1-181-2	956-4878	歯科・小児歯科
34	たかす歯科医院	高州 1-220	956-8699	歯科・小児歯科
35	福島歯科医院	高州 1-308-3	955-6488	歯科
36	タケハナ歯科医院	高州 2-278-1	955-2202	歯科・小児歯科
37	内田歯科医院	高州 2-331-4	956-1131	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
38	むなかた歯科	高州 4-75-2	956-1825	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
39	もり歯科クリニック	戸ヶ崎 3124-31	948-8241	歯科・小児歯科
40	あいゆう歯科三郷診療所	戸ヶ崎 2-243	956-8119	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
41	宝歯科戸ヶ崎診療所	戸ヶ崎 2-244 アーjentハイツ 1F	948-5584	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
42	郷仁会歯科	戸ヶ崎 2-705-2	956-1000	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
43	大崎歯科医院	戸ヶ崎 3-42	956-3501	歯科・小児歯科
44	たかさき歯科クリニック	戸ヶ崎 3-83-1	955-6966	歯科
45	ラポール歯科医院	戸ヶ崎 3-402-3 コウキマンション 1F	956-2810	歯科・小児歯科
46	宝歯科前谷診療所	戸ヶ崎 3-515	948-3000	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
47	三郷天神歯科クリニック	ピアラシティ 1-1-1 イトーヨーカ堂三郷店 2F	949-5566	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
48	新三郷中央歯科医院	上彦川戸 864-1	957-6051	歯科・小児歯科
49	BRISTO DENTAL CLINIC	下彦川戸 799	950-2166	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
50	ラパーク三郷歯科	さつき平 1-1-1MEGAドン・キホーテ三郷店地下 1F	959-6480	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
51	若松歯科医院	さつき平 2-1-2-201	958-6879	歯科・小児歯科
52	ららぽーと新三郷デンタルクリニック	新三郷ららシティ 3-1-1 ららぽーと新三郷 1F	950-0896	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
53	小林歯科医院	彦成 1-364	959-2867	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
54	松本歯科医院	彦成 3-11-17-104	959-8211	歯科・小児歯科
55	深井歯科医院	彦成 3-86	957-3315	歯科・小児歯科
56	いまざわ歯科医院	彦成 4-4-15-102	957-6969	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科
57	三郷ホワイト歯科医院	采女 1-85-1	959-0008	歯科・小児歯科・矯正歯科
58	あんじゅ歯科クリニック	采女 1-94-1	958-8811	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
59	IS 歯科クリニック新三郷	采女 1-205-3	957-0418	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正 歯科
60	なかむら歯科医院	采女 1-235-1	958-0118	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔 外科

(4) 薬局

(令和2年12月現在)

No.	薬局名	所在地	電話番号
1	三郷しいの木薬局	田中新田 146-23	950-6670
2	プラザ薬局 新三郷	半田 1259-1	959-3501
3	そうごう薬局 新三郷店	仁蔵 523-3	959-8171
4	早稲田調剤薬局	早稲田 1-3-10 KTT6ビル 1F	959-3301
5	オリーブ薬局 三郷店	早稲田 2-2-10 MMCビル 1F	958-9996
6	ねむの木薬局	早稲田 2-2-18	958-1801
7	セガミ薬局 三郷店	早稲田 2-19-2 栄光ビル 1F	957-1507
8	丹後薬局	早稲田 3-28-22	950-3222
9	アリス薬局	早稲田 4-14-6	950-7488
10	薬局マツモトキヨシ 早稲田団地店	早稲田 6-1-1	958-7602
11	ウエルシア薬局 三郷早稲田店	早稲田 6-10-10	950-1815
12	はやみ薬局	早稲田 6-27-33	959-2111
13	宮田薬局	三郷 1-26-3	952-0062
14	遠藤薬局 みさと駅前店	三郷 2-1-5	953-7760
15	大洋薬局 三郷店	三郷 2-2-16 吉野ビル 1F	949-7877
16	のぞみ薬局	幸房 476-12	953-0886
17	グレイト漢方薬局	岩野木 37	953-4382
18	かもめ薬局 三郷店	谷口 567-1	954-8202
18	アサヒ薬局	谷口 627	952-4723
20	アイセイ薬局 三郷中央店	中央 1-2-1 105号	949-1011
21	薬局くすりの福太郎 三郷中央店	中央 1-3-1 エムズタウン三郷中央 1F	949-1859
22	しんわ薬局	中央 1-4-12	960-0153
23	ローソクオール薬局 三郷谷中店	中央 1-10-1	949-0589
24	ひとみ薬局	中央 2-2-4	951-3257
25	メディスンショップはまなす薬局	中央 2-3-1 アバンツァートコルソ三郷中央 1F	967-5383
26	三郷調剤薬局(休日のみ営業)	中央 2-20-7	953-4782
27	ドラッグセイムス 三郷中央薬局	中央 3-20-3	949-5762
28	幸房薬局	中央 4-29-1	952-7285
29	なごみ薬局	鷹野 3-260-2	956-9225
30	たかの薬局	鷹野 4-491-2	956-5781
31	かりん薬局	鷹野 4-501-2	948-2106
32	かまくら薬局	鷹野 4-514-2	948-1751
33	ひかり薬局	鷹野 4-516-1	955-3110
34	野本薬局	鷹野 5-271-1	955-6670
35	アイセイ薬局 三郷高州店	高州 1-181-2	948-3310
36	とがさき薬局	戸ヶ崎 2207-2	956-1698

No.	薬局名	所在地	電話番号
37	サンリツ薬局 戸ヶ崎店	戸ヶ崎 1-631-5	949-1831
38	アルファ薬局 三郷店	戸ヶ崎 2-286-1	956-0610
39	アップル薬局 三郷店	上口 1-2-4	951-1877
40	ファーマライズ薬局 三郷店	南蓮沼 312-1	949-1171
41	彦成薬局	天神 1-38-3	953-7269
42	まごころ薬局	上彦名 467	950-7788
43	ダルマ薬局 三郷店	上彦名 632-1	959-9966
44	薬局マツモトキヨシ ららぽーと新三郷店	新三郷ららシティ 3-1-1 ららぽーと新三郷 1F	950-1070 (店舗) 959-7582 (調剤室)
45	コストコホールセール 新三郷倉庫店薬局	新三郷ららシティ 3-1-2	950-2804
46	遠藤薬局 みさと団地店	彦成 3-7-13-106	957-6068
47	まばし薬局	彦成 3-11-19-103	957-8411
48	みさき薬局	采女 1-155-3	950-7650
49	調剤薬局マツモトキヨシ 新三郷店	采女 1-229-3	950-7233
50	新三郷薬局	采女 1-238-4	959-3322

診療科目等の略号

略号	説明
内	内科
精	精神科
神	神経科
神内	神経内科
呼	呼吸器科
呼内	呼吸器内科
呼外	呼吸器外科
ア	アレルギー科
胃	胃腸科
胃内	胃腸内科
消外	消火器外科
小	小児科
整	整形外科
皮	皮膚科
婦	婦人科
耳	耳鼻咽喉科
リハ	リハビリテーション科
心内	心療内科
消	消火器科
消内	消火器内科

略号	説明
循	循環器科
循内	循環器内科
リウ	リウマチ科
外	外科
形	形成外科
脳外	脳神経外科
心外	心臓血管外科
泌	泌尿器科
肛	肛門科
肛外	肛門外科
産	産科
眼	眼科
放	放射線科
麻	麻酔科
救	救急科
透内	人工透析内科
(透)	人工透析装置を有する
看	ストーマ外来・糖尿病看護外来
禁煙	禁煙外来
腎内	腎臓内科

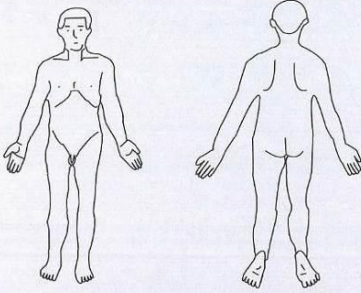
略号	説明
メ	メンタルケア外来
病	病理診断科
認	認知症診察
漢	漢方内科
気	気管食道科
膠	膠原病リウマチ内科

トリアージタグ

(表面)

(裏面)

(災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 ○ I II III	
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他	
症状・傷病名			
特記事項			

特記事項


(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内																						
		○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。																						
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	夏									
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																				
全壊	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																				
夏																										

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間			備 考		
		全焼 流失	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
		半壊 半焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
		床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者・・・協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3日以内			1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の 応急修理	1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内			災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)					
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円			災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内			1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内			災害発生の日から 10日以内			災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 10日以内			1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	○洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外： 1体当たり 5,400円以内 ○検 案			災害発生の日から 10日以内			1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスを購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典) 災害救助事務取扱要領（令和3年6月） 内閣府政策統括官（防災担当）

確定報告記入要領

区分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2. 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3. 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 4. 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 5. 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2. 棟とは、一つの独立した建物とする。 3. 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4. 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5. 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6. 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7. 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8. 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2. 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3. 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 <p>非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>

区分	基 準
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2. 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3. 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路決壊とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2. 道路冠水とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2. 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3. 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4. 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5. 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6. 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7. 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8. 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9. 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10. 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11. 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12. 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13. 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14. 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15. 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区分	基準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2. 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3. 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4. 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5. 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6. 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7. 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8. 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9. 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10. 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画（資料編Ⅱ-2-5-6）」（令和 3 年 3 月）

物資・資機材備蓄状況

(令和3年4月1日現在)

区分	品目	数量	単位	区分	品目	数量	単位
衛生用品	仮設トイレ (洋式)	59	台	応急資器材	掛矢	50	本
	仮設トイレ (和式)	21	台		鉄ハンマー	30	本
	仮設トイレ (下水道)	2	台		チェーンソー	2	本
	仮設トイレ (自動ラップ式)	13	台		救助用具セット	50	組
	簡易トイレ	547	台		トランジスターメガホン	7	台
	携帯トイレ	101,200	枚		バリケード	70	個
	トイレットペーパー	102	ロール		バリケード用バリストン	140	個
	感染防護服セット	1,400	セット		カラーコーン	50	個
	遺体収納袋	30	枚		発電機 (ガス)	41	台
	救急箱	100	箱		投光器 (バルーン)	39	台
	アルコール消毒液 (1L)	388	本		投光器 (LED)	40	台
	不織布マスク	267,600	枚		マグネシウム空気電池	33	台
歯ブラシ	7,560	本	コードリール	42	台		
応急資器材	ゴム手袋	840	双	給水車 (2t)	2	台	
	ゴム手袋 (使い捨て)	1,600	枚	排水ポンプ (水中ポンプ (φ50mm 0.4kw))	22	台	
	ブルーシート	4,160	枚	排水ポンプ (エンジンポンプ (φ75mm 5.3kw/3600rpm))	5	台	
	土のう袋	2,000	枚	生活物資	事務用品セット	148	セット
	土のう用SB パイル	200	個		福祉避難所用品セット	24	セット
	防塵マスク	400	個		感染症対策用品セット	40	セット
	剣スコップ	100	本		災害救助従事者用品セット	8	セット
	パール	100	本		肌着セット (男性用)	52	セット

(その2)

区分	品目	数量	単位	区分	品目	数量	単位	
生活物資	肌着セット (女性用)	52	セット	生活物資	扇風機	10	台	
	子供用紙オムツ	23,728	枚		間仕切り	1,264	張	
	大人用紙オムツ	5,476	枚		間仕切り (ダンボール)	166	台	
	生理用品	20,963	枚	給食給水資機材	給水タンク (1,500ℓ)	1	個	
	哺乳瓶用乳首	750	個		給水タンク (1,000ℓ)	7	個	
	哺乳瓶	510	本		給水タンク (300ℓ)	1	個	
	ウェットティッシュ	2,010	枚		ポリタンク (18ℓ)	306	個	
	タオル	9,600	枚		組立水槽 (1,000ℓ)	25	組	
	毛布	6,200	枚		飲料水袋	10,000	枚	
	アルミブランケット	4,750	枚		固形燃料 (缶入り 600g)	972	個	
	寝袋	1,152	個		炊飯器具 (鍋・釜セット)	6	セット	
	ペットケージ	33	個		移動炊飯器	2	台	
	ペットキャリーケース	99	個		煮炊きレンジ (バーナー)	5	台	
	ペットリード	231	本		食品	アルファ米おかゆ	13,250	食
	プライベートテント	378	張			アルファ米田舎ごはん	23,900	食
	ダンボール個室	3	組	クラッカー		32,200	食	
	アルミマット	3,424	枚	非常食セット		2,400	セット	
	エアーマット	10,260	個	粉ミルク		8,000	食	
	簡易ベッド	444	台	サバイバルフーズ鶏肉		1,560	食	
	簡易ベッド (多目的)	40	台	サバイバルフーズ野菜		1,440	食	
	簡易ベッド (ダンボール)	165	台	飲料水 (500ml)		23,280	本	

文化財の現況

指定別	名 称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
県指定	万葉遺跡葛飾早稲産地	早稲田 8-17-8	三郷市	S36.9.1
〃	長板中型	戸ヶ崎 2-568-1	恩田育男	S63.2.26
〃	〃	戸ヶ崎 2-388	初山武雄	H16.3.23
県選択	番匠免の大般若経祭り	番匠免	番匠免大般若経保存会	H10.3.17
	(大般若経祭りは市指定無形文化財にもなっています)			H11.4.21
〃	三郷市のオビシヤ (大広戸の蛇祭り)	三郷 3-14-5	大広戸香取神社氏子	H14.3.22
市指定	大銀杏	彦糸 1-10	安養院	S50.2.19
〃	鰐口	戸ヶ崎 2-38-1	戸ヶ崎香取神社	S50.2.19
〃	観音堂	番匠免 1-127-1	迎攝院	S50.2.19
〃	二郷半囃子・里神楽	上口	上口二郷半囃子里神楽保存会	S50.2.19
〃	銅造十一面観音坐像	茂田井 725	石川徳利	S50.2.19
〃	十三仏青石塔婆	上口 1-67	東光院	S50.11.11
〃	木造不動明王立像	彦沢 1-71-1	円能寺	S52.2.8
〃	木造阿弥陀如来立像	高州 3-123-1	宝蓮寺	S52.2.8
〃	三匹の獅子舞	戸ヶ崎 2-38-1	戸ヶ崎香取浅間神社獅子舞保存会	S53.2.20
〃	木造薬師如来坐像	早稲田 8-15-13	光福院	S53.2.20
〃	木造不動明王立像	彦成 1-179	円明院	S55.3.18
〃	万作踊り	市内全域	三郷市万作踊り保存会	S57.3.15
〃	木造阿弥陀如来立像	花和田 189	西善院	H元.6.24
〃	木造阿弥陀如来立像	天神 1-58	玉蔵院	H5.9.29
〃	木造地藏菩薩立像	天神 1-58	玉蔵院	H5.9.29
〃	木造地藏菩薩立像	新和 4-620	東福寺護寺会	H8.1.5
〃	幸房・岩野木の獅子舞	岩野木 119	富足神社獅子舞保存会	H15.3.17
〃	木造虚空蔵菩薩立像	彦倉 1-83-1	延命院	H25.3.14
〃	延命院虚空蔵堂	彦倉 1-83-1	延命院	H25.8.22
〃	三郷市立彦成小学校講堂記念館	彦倉 1-133	三郷市	H28.3.10
〃	河辺三ヶ寺宛伊奈忠次開発手形	彦成 1-179-1	円明院	H29.8.21

生活再建援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

■災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により 5 世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3 か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円以内 ② ①以外の場合 250 万円以内
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編 (令和 3 年 3 月)

■災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編 (令和 3 年 3 月)

(2) 災害援護資金の貸付

■災害援護資金の貸付

貸付対象	1 被災日現在で、市内に居住の世帯	
	2 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない (3) 住居の半壊又は全壊・流出	
	3 世帯員数に対する市町村民税における前年分の世帯の総所得金額が下欄の額以内の世帯	
	1人	2,200,000円
	2人	4,300,000円
	3人	6,200,000円
	4人	7,300,000円
	5人以上	7,300,000円に世帯人員が1人増すごとに300,000円を加算した額 ※ただし、住居が滅失した場合は、12,700,000円に緩和
貸付区分及び限度額	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	(1) 当該負傷のみ	1,500,000円
	(2) 家財の3分の1以上の損害	1,500,000円
	(3) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない	2,500,000円
	(4) 住居の半壊	2,700,000円 (※3,500,000円)
	(5) 住居の全壊	3,500,000円
	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	(1) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない	1,500,000円
	(2) 住居の半壊	1,700,000円 (※2,500,000円)
	(3) 住居の全壊 ((4) の場合を除く)	2,500,000円 (※3,500,000円)
(4) 住居の全体の滅失又は流失	3,500,000円	
※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別な事情があるときは、()内の金額とする。		
貸付条件	1 償還期間：10年 (措置期間を含む)	
	2 措置期間：3年 (特別な事情がある場合は、5年)	
	3 償還方法：年賦償還、半年賦償還	
	4 貸付利率：無利子	

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく

■生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付

災害救助法の適用	適用無 (適用有でも可)
貸付対象者	低所得世帯 (市町村民税非課税程度)・障害者世帯・高齢者世帯※注1
申請	埼玉県社会福祉協議会が定めた期間内
据置期間	貸付の日から6月以内
償還期間	7年以内 (据置期間経過後)
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
償還方法	年賦、半年賦又は月賦 (元金均等)
保証人	原則県内1名 (保証人なしでも貸付可能)
貸付額	災害により臨時に必要な経費：150万円以内 住宅の補修等経費：250万円以内 (重複も可能であるが、個別に審査あり)

※生活福祉資金の福祉資金貸付は、次の場合に貸付対象として取り扱うものである。

①災害救助法の適用されない小規模災害や火災等自然災害以外の災害

②災害救助法が適用された地域であっても、被害の程度が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合

※注1) 高齢者世帯についても一定の所得制限有り

(3) 被災者生活再建支援制度

目的	自然災害によりその生産基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																													
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																													
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																													
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																													
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>（全壊等）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>（中規模半壊）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	200万円	100万円	50万円																											
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	100万円	50万円	25万円																											
市	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																													
県	<p>① 被害状況のとりまとめ</p> <p>② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示</p> <p>③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</p>																													
被災者生活再建支援法人	<p>① 国への補助金交付申請等</p> <p>② 支援金の支給</p> <p>③ 支給申請書の受領・審査・支給決定</p> <p>④ 申請期間の延長・報告</p>																													
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																													

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和3年3月）

(4) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																													
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																													
支給対象者	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																													
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～オで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																													
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 25%;">全壊</td> <td style="width: 25%;">解体</td> <td style="width: 25%;">長期避難</td> <td style="width: 25%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 〈全壊等〉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> 〈中規模半壊〉 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 25%;">建設・購入</td> <td style="width: 25%;">補修</td> <td style="width: 25%;">賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	200万円	100万円	50万円																											
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																											
支給額	100万円	50万円	25万円																											
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																													

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編 (令和3年3月)

埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱 (令和3年3月31日)

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	① その居住する住宅を補修する世帯 50万円 （※世帯人数が1人の場合は、37万5千円） ② その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円 （※世帯人数が1人の場合は、18万7千5百円）
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和3年3月）

埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱（令和3年3月31日）

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給

対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和3年3月）

農業関係融資等

■天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象 事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和 3 年 3 月）

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期間	6年以内（据置 1 年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市長の被害認定を受けたもの

出典) 埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和 3 年 3 月）

被害農林漁業者に対する金融措置

(令和3年1月19日現在)

被害農林漁業者

新たな資金を必要とする者

経営再建

農林漁業セーフティネット資金

貸付条件

利率: 0.16%

償還期限: 10年

うち据置: 3年

貸付限度額: 600万円

簿記記帳農林漁業者: 年間
経営費の6/12又は粗収益の
6/12に相当する額のいずれ
か低い額

融資機関: 日本政策金融公庫

施設の復旧

農林漁業施設資金 (主務大臣指定(災害))

貸付条件

利率: 0.16~0.20%

償還期限: 15年

うち据置: 3年

貸付限度額:

事業費の80%又は
1施設当たり300万円

融資機関: 日本政策金融公庫

基盤の復旧

農林基盤整備資金
林業基盤整備資金
漁業基盤整備資金

既往借入金の返済に 困難を来している者

償還猶予等の要請

1. 償還期限の延長
2. 据置期間の延長
3. 中間据置期間の設定
4. 償還金額の一部繰下げ

(注) 災害によっては、利率、償還期限、据置期間、貸付限度額などに特例あり

出典) 資料編Ⅱ-2-11-13) 日本政策金融公庫 (農林水産事業本部) (災害復旧関係資金)

■農業災害の補償等

支払の相手	農業保険法に基づく共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

出典）埼玉県地域防災計画 震災対策編（令和3年3月）

中小企業関係融資

■経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象者	<p>原則として、次の1～4全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合であり、かつ経営安定資金（災害復旧関連）対象者に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 （県外から全部移転した方については、県外での実績を含め1年以上同一事業を営んでいる。） 2 信用保証対象業種を営んでいる。 3 事業税等を滞納していない。 4 事業に必要な許認可、登録等を受けている。 <p>【経営安定資金（災害復旧関連）対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣指定等貸付 次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 <ol style="list-style-type: none"> 1 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた方（セーフティネット保証3・4号） 2 激甚災害を受け災害関係保証を利用する方 ・知事指定等貸付 災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合 	
融資限度額	<p>設備資金 8,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 8,000 万円</p>	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率	大臣指定等貸付 年 1. 0%以内（令和2年度） 知事指定等貸付 年 1. 1%以内（令和2年度）
	担保	取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

資料 2-2 2

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

利根川、江戸川、中川及び荒川が破堤した場合に浸水が予想される、本市の要配慮者関連施設は以下のとおりである。

■高齢者施設

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	三郷市立岩野木老人福祉センター	三郷市岩野木 123-2	953-3500	●	●	●	△
2	三郷市立彦沢老人福祉センター	三郷市彦沢 1-201	953-5588	●	●	●	●
3	三郷市立戸ヶ崎老人福祉センター	三郷市戸ヶ崎 3-530-2	956-8000	●	●	●	—
4	三郷市立戸ヶ崎老人デイサービスセンター	三郷市戸ヶ崎 3-530-2	956-8000	●	●	●	—
5	特別養護老人ホーム ガジュマルの郷	三郷市南蓮沼字下沼 330-1	953-8300	●	●	●	●
6	特別養護老人ホーム あったかの家みさと	三郷市半田 241-1	950-2240	●	●	●	—
7	特別養護老人ホーム みさとガーデン	三郷市小谷堀 475-1	960-0351	●	●	●	—
8	特別養護老人ホーム 小鳩園	三郷市中央 4-8-4	952-0316	●	●	●	—
9	特別養護老人ホーム 三郷藤光苑	三郷市彦野 1-202	954-0294	●	●	●	—
10	特別養護老人ホーム しいの木の郷	三郷市番匠免 1-314	949-4123	●	●	●	●
11	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 三郷	三郷市栄 4-381	951-5846	●	●	●	●
12	みのりホーム共同生活看護センター	三郷市田中新田 281-1	959-1382	●	●	—	—
13	有料老人ホーム 百年健康くらぶゆめこうぼう	三郷市彦彦 1-180	959-7511	●	●	●	●
14	有料老人ホーム 難病ケアハウス仁	三郷市彦成 2-336	950-2282	●	●	●	●
15	サポートハウスみさとヴィラ	三郷市彦川戸 1-84-1	948-6653	●	●	●	●
16	ケアハウスしいの木の郷	三郷市番匠免 1-314	949-4123	●	●	●	●
17	メディケアハイムみさと	三郷市田中新田 277-3	934-9500	●	●	—	—
18	サービス付き高齢者向け住宅 ご隠居長屋和楽久みさと早稲田	三郷市早稲田 5-20-5	951-1966	●	●	●	—
19	サービス付き高齢者向け住宅 ココファン三郷中央	三郷市中央 1-27-3	949-5101	●	●	●	●
20	ケアリッツレジデンス三郷	三郷市鷹野 5-259-1	951-0223	●	●	△	—
21	家族の家 ひまわり三郷	三郷市戸ヶ崎 1-133-1	949-0161	●	●	●	—
22	グッドタイムナーシングホーム 三	三郷市三郷 2-3-1	949-0303	●	●	●	—

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
	郷駅前						
23	グッドタイムホーム 三郷弐番館	三郷市中央 1-7-11	949-7071	●	●	●	●
24	ベストライフ三郷中央	三郷市中央 1-26-2	949-5300	●	●	●	●
25	グッドタイムホーム 三郷	三郷市中央 3-16-7	949-0302	●	●	●	●
26	有料老人ホーム サニーライフ三郷中央	三郷市中央 3-20-7	953-3600	●	●	●	●
27	アズハイム三郷	三郷市泉 2-1-6	953-7181	●	●	●	●
28	ミモザ三郷鷹野	三郷市鷹野 1-420	960-0112	●	●	●	—
29	ラ・ナシカ みさと	三郷市高州 4-22-1	948-3550	●	●	—	—
30	医療法人社団愛友会 介護老人保健施設 三郷ケアセンター	三郷市南蓮沼 260-2	953-6161	●	●	●	●
31	グループホームみんなの家・三郷	三郷市早稲田 2-26-17	950-0102	●	●	●	—
32	グループホーム トラスト和	三郷市上彦名 127-1	954-6777	●	●	●	●
33	グループホーム アカシアの家	三郷市岩野木 41-4	949-2131	●	●	●	△
34	グループホームみんなの家・三郷2	三郷市泉 1-23-7	949-0100	●	●	●	—
35	愛の家グループホーム三郷戸ヶ崎	三郷市戸ヶ崎 2-436-1	948-0500	●	●	●	—
36	はなまるホーム三郷中央	三郷市戸ヶ崎 3-724-1	999-5176	●	●	●	—
37	認知症対応型通所介護 あすなろホーム三郷	三郷市新和 4-545-2	949-1630	●	●	●	△
38	特別養護老人ホーム 百年健康クラブ彦成苑	三郷市上彦名 127-3	957-6111	●	●	●	●
39	エクラシア三郷南	三郷市戸ヶ崎 2-202	050-6861-3723	●	●	●	—
40	デイサービスふれあい倶楽部	三郷市早稲田 3-26-3	957-3070	●	●	●	—
41	医療法人財団健和会認知症デイサービス のどか(和) 新みさと	三郷市采女 1-76 2階	950-3210	●	●	●	△
42	デイサービスセンターしいの木の郷	三郷市番匠免 1-314	949-4123	●	●	●	●
43	あすなろデイサービス三郷	三郷市新和 4-545-2	949-1630	●	●	●	△
44	デイサービス純誠会しんわ	三郷市新和 4-205	949-7525	●	●	●	△
45	モモカデイサロン	三郷市彦江 1-196-1	999-5326	●	●	●	●
46	リハビリデイサービス リライト	三郷市中央 2-2-20 ベルメゾン中央 102	949-5670	●	●	●	●
47	デイサービスココファン 三郷中央	三郷市中央 1-27-3	949-5101	●	●	●	●
48	デイサービス「だんらんの家」三郷鷹野	三郷市鷹野 4-39-1	934-5801	●	●	●	—
49	リハビリ型デイサービス 一真会	三郷市早稲田 2-16-10 プリモコリーナ 1階	950-3770	●	●	●	—
50	デイサービス純誠会わせだ	三郷市早稲田 2-17-16	950-2771	●	●	●	—

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
51	デイサービスセンター采女の里	三郷市采女 1-63-2	950-0181	●	●	●	●
52	さくらデイサービス新三郷	三郷市采女 1-150	934-5081	●	●	●	●
53	デイ&リハビリこころ三郷駅前	三郷市三郷 1-5-9 三増ビル 1 階	951-3157	●	●	●	—
54	デイサービスセンターわせだ	三郷市早稲田 5-20-5	951-1966	●	●	●	—
55	エレスルデイサービスセンター	三郷市早稲田 6-33-50	934-9728	●	●	●	—
56	有限会社 仁	三郷市彦成 2-336	950-2282	●	●	●	●
57	パナソニックエイジフリーケアセンター埼玉三郷・デイサービス	三郷市茂田井 1243-1	949-5870	●	●	●	—
58	デイサービスセンター悠久苑	三郷市新和 2-375	949-0050	●	●	●	△
59	ブルーミングケア三郷中央	三郷市中央 4-19-6	934-5345	●	●	●	●
60	三郷藤光苑デイサービスセンター	三郷市彦野 1-202	954-0892	●	●	●	—
61	デイサービスセンターなごみ	三郷市鷹野 4-260-3	956-7082	●	●	●	—
62	デイサービスケアリッツ三郷	三郷市鷹野 5-259—1 ケアリッツレジデンス三郷	951-0223	●	●	△	—
63	デイサロンみさと	三郷市戸ヶ崎 1-224-2	956-0026	●	●	●	—
64	癒しのデイサービス三郷南	三郷市戸ヶ崎 1-340-1	956-6515	●	●	●	—
65	三郷の家	三郷市戸ヶ崎 1-396	948-1212	●	●	●	—
66	三郷ケアセンターそよ風	三郷市戸ヶ崎 1-628	949-0070	●	●	●	—
67	ケアサポートみさと	三郷市戸ヶ崎 3-153-4	948-1165	●	●	●	—
68	デイサービスセンターエクラシア三郷南	三郷市戸ヶ崎 2—202	050-6861-3723	●	●	●	—
69	ブルーミングケア三郷高州	三郷市高州 2-425-3	951-0644	●	●	●	—
70	小規模多機能みさと	三郷市三郷 2-2-2	951-5817	●	●	●	—
71	小規模多機能型居宅介護 えがお	三郷市早稲田 3-26-9	950-7325	●	●	●	—
72	ほほ笑み	三郷市早稲田 5-23-11	934-5601	●	●	●	—
73	小規模多機能型居宅介護 百年健康くらぶ ゆめこうぼう	三郷市彦糸 1-180	959-7511	●	●	●	●
74	小規模多機能サービス馬渡さん家	三郷市鷹野 5-516-1 1F	948-0310	●	●	●	—
75	小規模多機能型居宅介護 朝陽の縁	三郷市戸ヶ崎 1-224-2	951-0161	●	●	●	—
76	医療法人財団健和会 複合型サービスまいほーむ新みさと	三郷市采女 1-76 2 階	950-3212	●	●	●	△
77	ケアピリカみさと	三郷市新和 5-244	951-7231	●	●	●	△
78	三郷リハビリセンター	三郷市鷹野 5-225-1	951-2257	●	●	●	—
79	サポートハウスみさとノイエ	三郷市彦川戸 1-24-1	934-5193	●	●	●	●
80	愛・小規模多機能上彦名	三郷市上彦名 117-3	953-9013	●	●	●	●

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
81	アカシアの家ファンハウス	三郷市上彦名 471	934-9027	●	●	●	●
82	ご長寿くらぶ埼玉・三郷	三郷市新和 5-381	951-1052	●	●	●	●

※「●」は浸水想定区域内、「－」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

■障がい者施設

(令和5年12月31日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	地域活動支援センター 地域で共に生きるナノ	三郷市戸ヶ崎 2-374-1	951-1817	●	●	●	—
2	憩いの場オアシス	三郷市早稲田 1-1-10 1F	958-6674	●	●	●	—
3	スペース游	三郷市鷹野 4-234-3	945-0222	●	●	●	—
4	あさがお	三郷市早稲田 1-7-5	969-4482	●	●	●	—
5	アルク純誠会みさと	三郷市早稲田 2-17-16	950-2772	●	●	●	—
6	アルクケア	三郷市早稲田 2-19-20 ロイヤルコート早稲田 1 階 102 号室	951-5088	●	●	●	—
7	アルクキッズ	三郷市新和 4-205-2F	949-7526	●	●	●	△
8	縁むすび	三郷市高州二丁目 218 番 ロータス高洲ビル 1 階	950-8633	●	●	●	—
9	からふるリーフみさと	三郷市戸ヶ崎三丁目 248 番地 6 1 階	951-3295	●	●	●	—
10	ぐっどはーと 三郷	三郷市高州 2 丁目 375 番 地 4	969-4972	●	●	●	—
11	運動遊びと療育支援 こどもプラス 三郷第2教室	三郷市早稲田 2 丁目 7 番 地 2 メゾンドパール早 稲田IIA 店舗	948-6167	●	●	●	—
12	運動遊びと療育支援 こどもプラス 三郷中央教室	三郷市中央 4 丁目 6 番地 8 篠田店舗 2F	954-6026	●	●	●	●
13	コペルプラス三郷中央教室	三郷市中央四丁目 7 番 18	954-5482	●	●	●	●
14	さとっこ	三郷市幸房 1057 番 3	954-8508	●	●	●	●
15	スマートキッズプラス三郷	三郷市戸ヶ崎 1-242-6	969-4391	●	●	●	—
16	スマートキッズプラス三郷第二	三郷市鷹野 1-52-3	950-8401	●	●	●	—
17	スマートキッズジュニア三郷	三郷市中央 2 丁目 5-15 MB ハウス 1 階	950-8791	●	●	●	●
18	はるちゃんの家	三郷市彦成 3 丁目 7 番 6-5 号	969-4283	●	●	●	△
19	パレット	三郷市後谷 16-1	969-4482	●	●	●	—
20	放課後等デイサービスふぉーきっず	三郷市谷口 522-5	934-5952	●	●	●	●
21	通所支援ベルテール 三郷戸ヶ崎園	三郷市戸ヶ崎 3 丁目 79-16 2 階	956-5977	●	●	●	—
22	通所支援ベルテール 新三郷園	三郷市上彦名 80 番地 6	915-1900	●	●	●	●
23	NPO法人ほっとTime	三郷市三郷 2-5-1 ロー ズハイム加藤 201 号室	951-3424	●	●	●	—
24	レイア	三郷市早稲田 5-23-11	934-5651	●	●	●	—

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
25	カルディアみさと	三郷市三郷 2-2-3 岡田ビル 4F	949-6605	●	●	●	—
26	就労移行支援事業所ラ・ポルタ	三郷市早稲田 3-26-11	950-7315	●	●	●	—
27	インスピリット	三郷市早稲田 4-13-6	959-9697	●	●	●	—
28	ブルースカイ三郷	三郷市早稲田 2-25-3 トヨダビル 3F	934-5407	●	●	●	—
29	コンパス	三郷市駒形 124	958-2555	●	●	●	●
30	フレンズ	三郷市早稲田 3-6-15 ジュネスファミリーユ 101	958-7730	●	●	●	—
31	みどりの風	三郷市半田 1212-2	959-1615	●	●	●	●
32	レモンカンパニー	三郷市早稲田 1-17-13	958-0018	●	●	●	—
33	三郷市立ワークセンターしいの木	三郷市幸房 1433 番地	953-4789	●	●	●	●
34	おれんじ	三郷市彦江 1-110	960-0019	●	●	●	●
35	工房 風のうた	三郷市新和 4-601	952-7086	●	●	●	●
36	三郷市立さつき学園	三郷市幸房 1430 番地 3	953-3699	●	●	●	●
37	生活介護事業所しづき	三郷市戸ヶ崎 3-557-2	956-1777	●	●	●	—
38	光座	三郷市早稲田 1-21-8	958-7047	●	●	●	—
39	障害者の生活・作業施設 ひまわりの家	三郷市新和 4-562-3	952-7806	●	●	●	●
40	グループホーム あゆみ	三郷市新和 4 丁目 446 番地	953-2188	●	●	●	●
41	ケイエスホーム	三郷市高州一丁目 229 番地 2	956-1568	●	●	●	—
42	グループホームサンハウス	三郷市早稲田 4-23-5 プロシード早稲田内	080-4164-4235	●	●	●	—
43	グループホームしづき	三郷市谷中 117 番地 2	915-6988	●	●	●	●
44	ソーシャルインクルーホーム三郷・東町Ⅰ	三郷市東町 314	954-7535	●	●	●	—
45	ソーシャルインクルーホーム三郷東町Ⅱ	三郷市東町 314	954-7535	●	●	●	—
46	ケアホーム たんぼぼ	三郷市早稲田 3-26-9	954-8736	●	●	●	—
47	ひなぎく	三郷市前間 114	951-5377	●	●	●	—
48	グループホームさくらホーム	三郷市早稲田 1-16-7	959-6711	●	●	●	—
49	グループホームすみれ	三郷市早稲田 1-16-7	959-6711	●	●	●	—
50	グループホームみらい	三郷市早稲田 2-4-9	959-6711	●	●	●	—
51	グループホームはまなす	三郷市早稲田 2-16-7	959-6711	●	●	●	—
52	ケアホーム 第2 ひまわり	三郷市戸ヶ崎 2362-1	955-2352	●	●	●	—
53	ケアホーム たんぼぼ (短期入所)	三郷市早稲田 3-26-9	954-8736	●	●	●	—

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
54	短期入所 三郷東町	三郷市三郷市東町 314	954-7535	●	●	●	—
55	そよかぜ	三郷市早稲田 1-3-10 KTT6 ビル 3F	954-8463	●	●	●	—
56	ウーリー三郷	三郷市三郷 2-1-5 ウイ ンズビル 301	916-9954	●	●	●	—
57	てらびあぼけっと 三郷駅前教室	三郷市早稲田 1-3-10 KTT6 ビル 2階	948-8309	●	●	●	—
58	グループホームきらり (ちゃちゃ)	三郷市鷹野 4-366	954-8779	●	●	●	—
59	コベルプラス三郷中央教室	三郷市中央 4-7-18	954-5482	●	●	●	●
60	コベルプラス三郷ピアラシティ教室	三郷市ピアラシティ 2-8 ー3	954-4194	●	●	—	—
61	わおんにゃおんグループホーム三郷 A棟・B棟	三郷市新和 2 丁目 267 飯 山コーポA棟	080-4477- 9337	●	●	●	●
62	わおんにゃおんグループホーム鷹野 A棟・B棟	三郷市鷹野 1-288	080-4477- 9337	●	●	●	—
63	通所支援ベルテール みさと団地園	三郷市彦成 3-11-19-101	916-3021	●	●	●	△
64	るーと	三郷市戸ヶ崎 2140-1-203	969-4493	●	●	●	—
65	ラ・ポルタ みさと中央	三郷市中央 1-16-1-4F	960-0808	●	●	●	●
66	アクアキッズみさと団地教室	三郷市彦成 3-7-14-102	050-3695- 5718	●	●	●	△
67	就労継続支援B型 パティオ	三郷市彦成 3-7-13-101	950-7311	●	●	●	△
68	グッドライフ三郷	三郷市戸ヶ崎 4-112-3	954-9480	●	●	●	—
69	ブロッサムジュニア三郷教室	三郷市早稲田 1-17-15 2F	948-8326	●	●	●	—
70	サンライズ三郷	三郷市彦川戸 1-147-1	050-6860- 5953	●	●	●	●
71	グループホームきらり (こっこ)	三郷市東町 41-1	954-8779	●	●	●	—
72	ラゴムみさと団地	三郷市彦成 4-4-15-103	934-9050	●	●	●	●
73	アニメとゲーム大好きホーム	三郷市鷹野 5-149-1	080-9536- 5220	●	●	●	—
74	ばすてる	三郷市三郷 2-14-5 2F	969-4482	●	●	●	—
75	なっちゃんの家	三郷市彦成 3-7-8 101・ 201	954-1431	●	●	●	△
76	ハビネス	三郷市彦川戸 1-341-6 2F・3F	959-9697	●	●	●	●
77	グループホーム こかげ	三郷市早稲田 3-26-2	951-1861	●	●	●	—
78	障がい児デイサービス サザンカ	三郷市谷口 115-2	080-7273- 4499	●	●	●	●
79	就労支援事業所 こころ	三郷市戸ヶ崎 3197-1 2F	951-1090	●	●	●	—
80	スタートライン三郷	三郷市戸ヶ崎 1-197-6	956-0590	●	●	●	—

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
81	ゆいの郷	三郷市高州 1-173-1	954-9083	●	●	●	—
82	グッドライフ三郷たかの	三郷市鷹野 1-403-9	954-9480	●	●	●	—
83	アイビー三郷	三郷市鷹野 5-148-1	951-3152	●	●	●	—

※「●」は浸水想定区域内、「—」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

■保育施設

(令和5年12月31日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	三郷市上口保育所	三郷市上口 1-208	952-1604	●	●	●	●
2	三郷市丹後保育所	三郷市早稲田 8-7-5	957-2552	●	●	●	—
3	三郷市高州保育所	三郷市高州 2-259-2	955-0325	●	●	●	—
4	三郷市さくら保育所	三郷市彦成 4-4-16	958-0390	●	●	●	●
5	三郷市彦成保育所	三郷市彦成 2-278	957-3377	●	●	●	●
6	三郷市早稲田保育所	三郷市早稲田 3-18-13	959-0911	●	●	●	—
7	三郷市つくし保育園	三郷市幸房 702 番地	952-2550	●	●	●	●
8	コビープリスクールみさととがさき	三郷市戸ヶ崎 3-227	955-2311	●	●	●	—
9	コビープリスクールみさとながとろ	三郷市鷹野 1-415	951-0271	●	●	●	—
10	三郷ひだまり保育園	三郷市栄 1-252-1	951-0881	●	●	●	●
11	みさとしらゆり保育園	三郷市三郷中央 1 丁目 2 番地 1 ザ・ライオンズ三郷中央 216	949-0072	●	●	●	●
12	みさとこころ保育園	三郷市三郷 2 丁目 7 番 7	949-3001	●	●	●	—
13	美咲保育園	三郷市彦成 3-94	954-7222	●	●	●	●
14	レイモンド戸ヶ崎保育園	三郷市戸ヶ崎 2399-1	949-6610	●	●	●	—
15	レイモンド新三郷保育園	三郷市半田 299-1	951-0728	●	●	●	—
16	コビープリスクールみさとたかの	三郷市鷹野 3-387	951-0855	●	●	●	—
17	みさとしらゆり第2保育園	三郷市中央 2-29-17	949-6568	●	●	●	●
18	わせだっこ中央保育園	三郷市谷中 33-2	951-2235	●	●	●	●
19	わせだ	三郷市幸房 1457-1	952-2807	●	●	●	●
20	栄光けやきの森	三郷市高州 1-174-1	955-0630	●	●	△	—
21	みさとさくらの森	三郷市彦成 4-321	955-0505	●	●	●	●
22	埼玉さくら幼稚園	三郷市戸ヶ崎 2336	969-4115	●	●	●	—
23	さんびこ保育園	三郷市彦成 1-100	960-0145	●	●	●	●
24	三郷中央すずらん保育園	三郷市中央 1-21-9	949-0115	●	●	●	●
25	みさとわせだスマート保育園	三郷市早稲田 2-6-6	949-6739	●	●	●	—
26	ニチイキッズ新三郷保育園	三郷市彦成 4-4-17-108	950-6911	●	●	●	●
27	ひまわり保育園	三郷市市助 119-1	951-5103	●	●	●	●
28	しらゆりナーサリールーム	三郷市中央 2-29-11	949-6568	●	●	●	●
29	桜花保育園三郷園	三郷市新和 3-8	952-1222	●	●	●	●
30	スクルドエンジェル保育園三郷中央園	三郷市中央 2-29-33	954-5101	●	●	●	●

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
31	さんぴこ中央ナーサリースクール	三郷市谷中 105-1	954-5311	●	●	●	●
32	フレンドキッズランド三郷園	三郷市中央 5-40-1	933-9864	●	●	●	●
33	さんぴこナーサリースクール	三郷市彦成 1-99	953-9071	●	●	●	●
34	若海家庭保育室	三郷市戸ヶ崎 2301-3	955-5696	●	●	●	—
35	保育室 いけだ	三郷市新和 1-137	090-2487-9186	●	●	●	●
36	NPO 法人アデリー	三郷市早稲田 2-6-9	951-7375	●	●	●	—
37	保育室 beat	三郷市中央 4-29-22	951-2413	●	●	●	●
38	にこにこ保育園 (みさと健和病院)	三郷市鷹野 4-510-1	955-7171	●	●	●	—
39	ひよこ保育室 (三愛会総合病院)	三郷市彦成 3-7-20	959-8186	●	●	●	●
40	永井ナーサリールーム (永井マザーズホスピタル)	三郷市上彦名 629-3	958-0162	●	●	●	●
41	埼玉県みさと総合リハビリテーション病院 タンポポ保育室	三郷市新和 5-207	953-1211	●	●	●	●
42	三郷中央総合病院 くるみ保育室	三郷市中央 4-7-17	960-0484	●	●	●	●
43	コープキッズルーム三郷生活協同組合 コープみらい	三郷市泉 3-9-11	954-8110	●	●	●	●
44	特別養護老人ホームみさとガーデン (社会福祉法人愛誠会)	三郷市小谷堀 475-1	960-0351	●	●	●	—
45	埼玉東部ヤクルト販売(株) 三郷 センター保育所	三郷市戸ヶ崎 3-292	955-1781	●	●	●	—
46	ひまわり保育園 株式会社 純誠会	三郷市早稲田 2-16-12	950-2770	●	●	●	—
47	IS 保育所	三郷市采女 1-205-3	957-0418	●	●	●	●
48	ふえありい保育園三郷中央園 株式 会社 フェアリー	三郷市中央 5-2-2	940-5930	●	●	●	●
49	MIRATZ 三郷中央第一保育園	三郷市中央 1-5-15-1F	954-5735	●	●	●	●
50	MIRATZ 三郷中央第二保育園	三郷市中央 1-5-15-2F	954-5743	●	●	●	●
51	しおどめ保育園三郷中央	三郷市中央 5-30-7	953-3355	●	●	●	●

※「●」は浸水想定区域内、「—」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

■児童福祉施設

(令和5年12月31日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	三郷市児童発達支援センターしいのみ学園	三郷市新和 2-193	952-0066	●	●	●	●
2	三郷市立北児童館	三郷市彦成 3-7-19 (希望の郷交流センター1階)	957-2100	●	●	●	△
3	三郷市立南児童センター	三郷市戸ヶ崎 2-654	955-7203	●	●	●	—
4	三郷市立早稲田児童センター	三郷市早稲田 3-18-14	959-6631	●	●	●	—
5	三郷中央駅前子育て支援センターにここ	三郷市中央 1-2-1 ザ・ライオンズ三郷中央1階	953-6625	●	●	●	●

※「●」は浸水想定区域内、「—」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

■学校

(令和5年12月31日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	みさと幼稚園	三郷市鷹野 1-183	955-1741	●	●	●	—
2	ちくみ幼稚園	三郷市彦沢 1-19	952-4512	●	●	●	●
3	ゆたか幼稚園	三郷市戸ヶ崎 2-576	955-2550	●	●	●	—
4	みさと団地みやおか幼稚園	三郷市彦成 3-236	957-7362	●	●	●	●
5	新和幼稚園	三郷市新和 2-186	953-2271	●	●	●	●
6	彦成幼稚園	三郷市谷口 255-1	952-7008	●	●	●	●
7	三郷ひかり幼稚園	三郷市彦糸 3-1-1	957-9532	●	●	●	●
8	天使幼稚園	三郷市彦成 4-60-1	957-2350	●	●	●	●
9	いなほ幼稚園	三郷市早稲田 7-13-12	957-2028	●	●	—	—
10	早稲田小学校	三郷市三郷 3-2-1	952-4151	●	●	●	—
11	八木郷小学校	三郷市鷹野 1-35-1	955-0912	●	●	●	—
12	戸ヶ崎小学校	三郷市戸ヶ崎 3-76-1	955-0913	●	●	●	—
13	彦成小学校	三郷市彦倉 1-133	952-1265	●	●	●	●
14	高州小学校	三郷市高州 2-275	955-0097	●	●	●	—
15	吹上小学校	三郷市寄巻 921-1	955-5964	●	●	●	—
16	桜小学校	三郷市彦成 4-5-16	957-5033	●	●	●	●
17	鷹野小学校	三郷市鷹野 3-211	955-1911	●	●	●	—
18	新和小学校	三郷市中央 2-28-12	952-0121	●	●	●	●
19	幸房小学校	三郷市茂田井 88	952-0211	●	●	●	●
20	立花小学校	三郷市彦成 4-3-18	957-1266	●	●	●	●
21	彦糸小学校	三郷市彦成 3-10-23	957-0201	●	●	●	△
22	前谷小学校	三郷市戸ヶ崎 2-600	955-9331	●	●	●	—
23	高州東小学校	三郷市高州 2-409	955-7711	●	●	●	—
24	彦郷小学校	三郷市彦成 3-8-29	957-9911	●	●	●	△
25	丹後小学校	三郷市早稲田 5-3	957-1217	●	●	●	—
26	前間小学校	三郷市前間 197-1	958-1211	●	●	●	—
27	瑞木小学校	三郷市さつき平 1-6-1	957-1310	●	●	△	△
28	後谷小学校	三郷市後谷 36-3	959-4500	●	●	●	—
29	南中学校	三郷市鷹野 3-356	955-0550	●	●	●	—
30	北中学校	三郷市泉 2-13-1	952-5281	●	●	●	●
31	栄中学校	三郷市栄 4-325	952-1201	●	●	△	△
32	彦成中学校	三郷市彦成 3-14-4	957-1215	●	●	●	●

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
33	彦糸中学校	三郷市彦成 3-14-4	957-1215	●	●	●	△
34	前川中学校	三郷市栄 5-141	953-4401	●	●	●	—
35	早稲田中学校	三郷市彦成 5-56	958-1231	●	●	●	—
36	瑞穂中学校	三郷市大広戸 1001	957-3355	●	●	●	●
37	埼玉県立三郷特別支援学校	三郷市駒形 56 番地	952-1205	●	●	●	●

※「●」は浸水想定区域内、「—」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

■医療施設

(令和5年12月31日現在)

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水想定河川			
				利根川	江戸川	中川	荒川
1	(医) 東京勤労者医療会 みさと協立病院	三郷市田中新田 273-1	959-1811	●	●	—	—
2	永井ウイメンズクリニック	三郷市早稲田 2-2-10 MMC ビル3階	950-2221	●	●	●	—
3	(医) 愛友会 三郷中央総合病院	三郷市中央 4-5-1	953-1321	●	●	●	●
4	(医) 三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和 5-207	953-1211	●	●	●	●
5	尾内内科神経科病院	三郷市鷹野 3-270-1	955-8191	●	●	●	—
6	(医) 健和会 みさと健和病院	三郷市鷹野 4-494-1	955-7171	●	●	●	—
7	(医) 泰誠会 永井マザーズホスピタル	三郷市上彦名 607-1	959-1311	●	●	●	●
8	(医) 三愛会 三愛会総合病院	三郷市彦成 2-342	958-3111	●	●	●	●
9	(医) 稔誠会 高橋レディースクリニック	三郷市采女 1-232	950-1200	●	●	●	●
10	愛助産院	三郷市戸ヶ崎 3-178-7	951-2627	●	●	●	—

※「●」は浸水想定区域内、「—」は浸水想定区域外、「△」は建物自体は浸水想定区域外だが、敷地の一部が浸水する可能性がある又は浸水想定区域に囲まれていることを示す。

資料2-23

自主避難場所の開設一覧

河川の氾濫などによる洪水発生の可能性は低く、避難所を開設する段階ではないが、自宅に留まっていることが不安な市民が多くいる場合などに開設する本市の自主避難場所は以下のとおりである。

■自主避難場所一覧

(令和5年12月31日現在)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	三郷市文化会館	三郷市早稲田 5-4-1	048-957-2511
2	高州地区文化センター	三郷市高州 3-60-1	048-955-6600
3	瑞沼市民センター	三郷市上彦名 870	048-950-2277
4	鷹野文化センター	三郷市鷹野 4-70	048-956-9010
5	東和東地区文化センター	三郷市新和 3-261-2	048-953-0211
6	コミュニティセンター	三郷市戸ヶ崎 2-654	048-955-7201
7	彦成地区文化センター	三郷市彦野 1-161	048-958-3113
8	青少年ホーム	三郷市谷口 570	048-953-1040